# 最高裁判所一般規則制定諮問委員会 議事録(第9回)

(最高裁判所一般規則制定諮問委員会幹事)

1. 日時

平成15年11月4日(火)13:30~17:15

2. 場所

最高裁判所中会議室

3. 出席者

(委員)

遠藤光男[委員長],大山隆司,曽我部東子,竹崎博允,鶴岡啓一,戸松秀典,中田裕康,長谷川眞理子,長谷川裕子,土方健男,古田佑紀,細川清,堀越みき子,堀野紀,前田雅英,宮崎礼壹,宮廻美明,宮本康昭(敬称略)

(幹事)

一木剛太郎,尾島明,金井康雄,小池裕,寺田逸郎,中村愼,中山隆夫,明賀英樹,山崎敏充

- 4. 議題
  - (1)法曹制度検討会の報告
  - (2)協議
  - (3)次回の予定等について
- 5. 配布資料

(資料)

4. 裁判官の人事評価に関する規則要綱(案)(改訂(案))

(委員提出資料)

「裁判官評価表(案)」(堀野委員提出)

「規則要綱(案)の修正案」(宮本委員提出)

#### 6. 議事

【遠藤委員長】ただいまから当委員会を開会させていただきたいと思います。

まず、冒頭に委員の任命について幹事からご報告をお願いしたいと思います。 【小池幹事】 委員の任命がございましたので、ご報告申し上げます。

ー橋大学大学院法学研究科の中田裕康氏が新たに委員に任命されました。 【中田委員】中田でございます。民法を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

【小池幹事】本日は青木委員,北野委員がご欠席でございますが,定足数3分の1を満たしていることをご報告いたします。

【遠藤委員長】先日の司法制度改革推進本部における法曹制度検討会におきまして、 最高裁判所から当委員会の協議状況を説明されたそうでございますので、その結果 についての報告をお願いしたいと思います。

【金井幹事】10月21日の法曹制度検討会におきまして,最高裁からお手元の資料「裁判官の人事評価制度の整備に関する検討状況について」に基づきまして,当委員会で前回これにまとめられましたことについて説明をいたしました。その上で,検討会で意見交換が行われたわけでございます。いずれの取りまとめ事項につきましても,検討後了承されております。ご参考までに法曹制度検討会の議事概要を資料として

用意いたしました。

なお,後ほど検討会との関係で2点ほど検討すべき事項が出ておりますので,ご 議論いただきたいと思います。

【遠藤委員長】本日お手元に議事次第が配布されていると思いますが,前回の委員会では,ここの3つの事項,評価基準等については評価結果の表示方法,裁判所外部からの情報の取扱い,それから不服がある場合の手続,以上3点について継続して審議するということになっておりますので,これらの事項を中心としてご議論をいただきたいと思います。

それでは、早速でございますが、一番冒頭の評価結果の表示方法から協議を始めたいと思います。

この問題につきましては、ご承知のとおり、前回の委員会における議論では文章 式が適当ではないというご意見は全くなかったように思います。文章式と段階式の併 用式がよいというご意見と文章式がよいというご意見に分かれていたように思います が、後者の意見の方が比較的多かったように記憶しております。そこで、今回これは 継続ということでございますので、改めて審議することといたした次第でございます。 なお、前回はたしか土方委員のご意見であったと思いますが、文章式でもいいけれど も、その場合には文章式で表記する際に例えば標準的であるか、それ以上であるか、 もっと頑張ってもらわなければいけないとか、そういう一定の指針となるような記載を 文章の中に入れたらどうかと、こういうご意見もあったわけでございますが、こうした 点を中心として今日はご意見を引き続きいただきたいと思います。

【堀野委員】この間,私は併用式がいいんじゃないかというふうに言ったのでありますけれども,もちろん文章式評価,これが非常にヴィヴィッドにその人の特徴をとらえるという点においてすぐれた点があることはもちろん否定しないわけでありますけれども,同時にトータルにその裁判官の評価を一定の客観的な基準のもとに行うということがより一層正確な評価につながるのではないかという視点から,今日は「裁判官評価表(案)」というよりたたき台と言った方がいいと思いますが,これについて説明をさせていただいて,ご意見を承れればというふうに思います。

基本的には、この委員会でも合意を得られております評価項目及び評価の視点と

いうのを前提にいたしまして,併用式の1つの考え方を提示させていただきたいと思います。

1枚目が事件を適切に処理するのに必要な資質,能力,いわゆる事件処理能力ですけれども,それを大き〈分けて法的判断能力と手続運営能力ということで,それは評価の視点がさらに細か〈分けられております。

2枚目の上の方で、これは組織的能力、組織運営能力でありますけれども、部などを適切に運営していくのに必要な資質、3番目は裁判官として職務を行う上で必要な一般的な資質、能力ということで人物評価、これで3つの評価項目につきまして、それぞれ判断、評価の適切な仕方があるだろうということでいろいる考えてみたわけでありますけれども、この事件処理能力については、日常接している者が評価するわけでありますので、全般にわたってある程度細かく評価ができるのではないかということで、5段階評価を設定してみました。

2番目の組織運営能力でありますけれども、この点は事柄の性質から言って5段階というのは好ましくないだろう、余り適切ではないだろうと、もう少し緩やかに評価をしていくということで、これはA、B、Cの3段階評価、それから人物評価につきましては、これは基本的には文章方式でやるべきであると、それぞれの視点について段階的に評価するにはふさわしくないだろうということで、この3つの項目につきまして、それぞれ段階式と文章式とが併用できるようなフォームとして一応ご審議いただければというふうに思っております。

【遠藤委員長】ただいま堀野委員から、イメージ的なものとして、例えばという形でこのような評価表を使ってみることはどうだろうかという具体的なご提案をいただいたわけですが、今の堀野委員のご提案についてご意見を承りたいと思います。

【大山委員】今, 堀野委員から, たたき台として提案のあった点について, 裁判委員の 立場から意見を述べさせていただきますと, 確かに段階式による評価は, 結果は分 かりやすいのですが, 問題は, 結果の中身が評価に合致したものになるかどうかだと 思います。 堀野委員の出された「裁判官評価表(案)」を見ますと, 今回議論の対象に なった「評価の視点」とされている多くの項目について, 5 段階の評価を行おうとする ものですが, 裁判官のように独立性が高く, 個別性の強い職務を行っている者につい

ては、評価資料の収集の在り方についての配慮が必要であり、その点からの制約を どうしても受けるざるを得ない。そのような状況の下で、果たしてこのような多数の項 目について、多段階の評価が適切に行えるのかということがまず第1の疑問として感 じます。

この表にあるような多数の項目について,多段階の評価を適切に行うためには,例えば,手続運営能力,法廷における弁論等の指揮能力については,評価権者が頻繁に当該裁判官の法廷に足を運んで傍聴したり,あるいは,証拠を適切に評価する能力とか,法律知識や法律判断に必要な能力については,訴訟記録に当たって事務処理の状況を把握するなど,訴訟活動を逐一チェックでもしない限り実行できないのではないかと思われます。しかし,仮に,これをやるということになりますと,裁判官の職権行使の独立の原則との関係で問題が出てまいります。同時に,評価される裁判官の立場からも,評価権者に法廷等をうろうろされては,日常的に評価権者による評価を意識せざるを得なくなり,裁判官を萎縮させる人事評価制度になりかねない。逆に,調査を十分しないまま,多数の項目について多段階の評価を行うということになると,印象とか感覚による評価になったり,中間的な評価に集中した形式的な評価になるおそれがある。こうしたことからすると,今回提案された「裁判官評価表(案)」は,基本的に裁判官の職務の特性と相容れないものと思われます。

また,そもそもこの多段階評価の客観性をどのように担保するのかが問題であり, 前回前田委員からご指摘があったように,なるほど結果は明瞭であるが,基準は不 明確で,評価する人の主観によるブレが大きく出てくるんじゃないかなと危惧されます。

いずれにしても、今回の評価制度の趣旨、目的、すなわち、適材適所の配置をするために当該裁判官がいかなる適性を有するのかを知り、経験年数の長い一部の裁判官の昇給の資料とされ、判事の任命、再任の際に適格性を欠く者を適切に排除するための資料とされることを考えると、長期的な視点からの、当該裁判官がどんな適性を有しているのかを示す情報を集積することが重要であって、毎年、毎年、多項目にわたる多段階的の評価をすることは不必要であるのみならず、前述のような弊害が危惧されて有害であると思われる。また、そもそも評価の視点として要綱案に列挙されているものは一つの例示にすぎず、これを固定的にとらえて評価の対象とするこ

ともいかがなものかと考えます。

【宮本委員】大山委員の発言の後半はともかくとして,前半で言われた裁判官の独立性との関係については,私は若干疑問があります。つまり段階式と文章式併用にすることが裁判官の独立に影響をするとか,それを侵すおそれがあるというのは疑問です。例えば,訴訟記録を見なければいけなくなるというようなこともおっしゃいましたけど,従来の裁判官考課の場合にも,長官,所長が場合によって上訴記録を見るとか,判決を読むということが,当然予定されていたわけです。そのことでもって裁判官の独立を侵すということにもなれば,むしろ裁判官の人事評価そのものを疑問としなければならない。ですから,評価権者の評価そのものが裁判官の独立を侵すということでないとすれば,問題は段階式を併用することが,裁判官の独立にどういう影響があるのかということであるわけで,前回申し上げましたけれども,2000年に廃止されるまでの裁判官考課は3段階,あるいは4段階の,いわゆる段階式評価だったのです。これが裁判官の独立を侵すという危惧,あるいは危険を生じたとは思われない。従来,最高裁からの説明で廃止の理由として,裁判官の独立を侵す懸念があったようなことも聞いていない。

大山委員のおっしゃった点は、これをもって段階式を否定する理由にはならないと 思います。

【大山委員】補充させていただきますと、要は「評価の視点」として挙がっている多数の項目について、多段階の評価を適切的確に行い、本当に誠実に運用していこうとするならば、どうしても訴訟記録等に当たらなければできないのではないか、既に判断の終わっている上訴審から返ってきた記録や判決文を読むだけでは足りず、現に進行中の訴訟記録をも見なければ判断できないのではないか、ということです。それは評価権者がしてはならないことであって、評価権者がそれをやり出すと、裁判官の判決の内容に影響を及ぼすような状況になりかねない。このような詳細な評価段階を設けると、そういうことにならないか、ということです。

【宮本委員】今回出されているのは、モデルというか、堀野委員の試案でありまして、評価項目が多岐にわたるとか、評価の段階が多いとかという点については、ご意見により修正されるなり、実施段階でお決めになってもいいと思います。大山委員の基

本としておっしゃる点は了解できるわけで,裁判官の独立を侵すようなものにならないようにしなければならない,これは当然のことです。それを配慮しつつ併用式にするということがどこが問題であるのかという点が私は依然として疑問です。

【大山委員】その点は併用式でなくても文章式で十分に人事評価の趣旨,目的を達することができるのではないかということです。併用式にすることで危惧されることとして,文章式評価は具体的な事実を指摘して記載されていますから,本人開示になった際,評価権者は具体的な事実を挙げて説明することができ,被評価者もその説明を聞きながら反論することができ,そういう形での納得のプロセスがあります。しかし,文章式でなされた評価に併せて段階式の評価をした場合,段階式評価の結果はインパクトが大きいだけに,なぜこの文章式の評価が段階式ではAになるのか,Bではなくててなのかといった点について,評価権者は説明に窮するであろうし,説明を受けた被評価者もなかなか納得しがたいのではないかと思われるます。

【前田委員】裁判官の独立というのは、もちろん重要だと思うんですけれども、それと 関連して、私は本当の意味で一番重要なのは、裁判官が個性的であると言いますか、 自分の自律的な判断ができるということで、要するに現場の裁判官が最高裁の目ば かり気にして、小さくなって国民の声から離れていくというのが一番怖いんですね。そ の意味で、ちょっとこれを見ますと、よくできていると思うんですが、やや通信簿みた いに見えるところがあるんですよね。

それで、文章式というのはあいまいで客観基準として不適切だというのがあろうかと思いますけれども、先ほど大山委員がおっしゃった適材適所を選んでいくとか、国民から見てちゃんと審査はしている、そういうふうに見えるものとして、しかも開示しなきゃいけない文章だということになりますと、基本的にここに書かれた項目が全部書かれるものではないと思います。こういう問題について、所長なりが見て書かれていくというのは重要だと思うんですが、これを点数にしてAがこの人は幾つあるとか、次の項目がA、B、Cになるとかというふうになっていきますと、若手の裁判官に個性的な方が昔は多かったのですけれども、どんどん優等生的になりつつある傾向があるとも聞いていますので、余計それを縛って、人事管理という感じが強く出過ぎるんじゃないかなという感じがちょっとするんですね。

ですから、外に向かってきちっと評価をしているということを示さなければいけないというのはそのとおりだと思いますけれども、それをどういうふうにやっていくかというのは、やや幅のあるといいますか、それから適材適所にとって重要なポイントが入っているというような形のものが望ましいのではないか。自分で作ってこなくて、立派な案をいただいて、それに文句を言うだけでちょっと恐縮なんですけれども、ちょっと固いかなという感じがするということで、雑駁な意見です。

【遠藤委員長】堀野委員から具体的なご提案があって,大山委員及び前田委員からのご発言をいただいたわけですが,なるべ〈多〈の方々からこの点についてのご意見をいただきたいと思いますが,いかがでございましょうか。

【堀越委員】私も今,前田委員がおっしゃられたことに同感なのですが,確かにA,B,C,D,Eとやってしまいますと,本当に通知表をつけているようなもので,受ける側からすると,Aがいくつ,Bがいくつという感じがいたしますし,またそれがランク付けみたいな印象を与えますので,決して裁判官の人事評価というのは,前回からも出ておりますように,ランク付けをするものではございませんので,そういう意味では段階式評価を併記するというのはいかがなものかなというふうに考えます。

【細川委員】段階的評価は堀野委員から出していただいたので、イメージが持てるんですが、従来のいわゆる記述的評価というものがどういうものかというのは、委員の方々のイメージがないため、議論になってないのかなという感じがするんですね。私の場合は文章式で書いておるわけですが、最終的には段階的な評価があるんですね。例えば、この人は合理的な期間内において判断を形成するのがちょっと普通より遅いですと書きます。それはいわば段階的評価です、普通よりちょっと落ちているという。それはA、B、Cのどれに当たるかというのはちょっと難しいんですが、現在の文章式においても全く書いてないわけではない。

【山崎幹事】今,細川委員から現在作成されている報告書についての紹介がありましたが,私どもも現在の報告書の内容がどういうものかというイメージを持っていただいた方が,議論をしていただきやすいんじゃないかと思っておりまして,そのために,実は昨年の委員会で皆さんにごらんいただいた報告書のサンプルを準備しておりますので,それを皆さんに見ていただこうかと思いますがいかがでしょうか。

もっとも,この資料は,個々の裁判官についてされた人事評価そのものですので, 昨年同様,事実上ご覧いただいた上で回収させていただき,議事録にも添付しない 扱いにしていただきたいと思います。

【遠藤委員長】文章式評価でこの2,3年やっていただいているわけですが,具体的なサンプルを示していただいて,どういうことが書かれているのかをごらんいただいた上で判断した方が効率的なような感じがいたしますので,今,山崎幹事からご提案があったように,一応サンプルがあればそれを皆さんにお示しいただくことにしたいと思いますが,いかがでございましょうか。

【戸松委員】 去年のことは記憶してますけれども, サンプルというのはどういう基準で出されるのかがちょっと説明していただかないと, サンプルというのは重要な印象を与えますので, その辺は慎重にやってください。

【山崎幹事】新たなものをどんどん、出していくと広がっていくという心配がありますので、昨年見ていただいたものを見ていただこうということで用意しております。

【戸松委員】全〈同じものですか。

【山崎幹事】全〈同じものです。

これから内容について若干のコメントをさせていただきますが、その書きぶりとか 分量が大体標準的なものということで選ばせていただきました。ご了解いただければ ごらんいただきたいと思います。

【宮本委員】別に拒絶する必要もないかとは思いますけれども,この点は戸松委員と同じ意見で,昨年見せていただいたものを私は記憶しておりますので,同じものでした6余り必要ないかと思います。

【遠藤委員長】いかがでしょうか、今の山崎幹事のお話によると、極めて標準的なサンプルを用意したそうです。確かに昨年の委員会で配布はされているんですが、あれから半年以上たっていると思いますので、記憶も薄れていることだと思いますし、とりあえずとにかく配布をしていただいて、補足的に山崎幹事の方からその中身についてご説明をいただきながら、検討するということにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは,配ってください。

### (サンプル配布)

【遠藤委員長】それでは、ただいまのサンプル等々をもとにしながら、先ほど堀野委員からご提案された併用方式がいいか、あるいは文章式評価でいいのではないかといった点について、戻らせていただきたいと思います。

なるべく多くの方からご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。
【長谷川(眞)委員】要はある判断をしたときの根拠が何であったかということがはっきりすればいいと思うんですね。ですから、たとえA、Bというものをつけたとしても、なぜAであるというふうにつけたのかということの判断の根拠がよくわかるような記載というのが必要だと思います。

それで、そういう評価をするということをおざなりにやっているわけではないし、みんな真ん中にまとまるということもないと。ちゃんと判断したということがはっきりわかり、それがその後のいろいろなこういうことに蓄積されてサンプルになるようになっていくためには、なぜそういう判断がなされたのかということを記載していけばと思うわけです。そこで、文章式というのもこれがこうだからこういう評価だということが書いてあればそれが一番いいと、そういうものを蓄積していくのが一番いいと。

それで、A、B、C、D、Eと例えばやったときに、DとEでどこが違うかとか、CとDでどこが違うかということが本当に問題になるのかならないのか、それはもし細かく段階的にすることが何にも別に反映されないものであるとすれば、私は問題があるのか、それとも立派なのかということぐらいで、5段階とか6段階とか、逆にDにしようかCにしようかということを迷うこと自体、それが別に何も直接反映されることでないのだったならば特別にあることを問題にしなければならないことがあるのか、それともないのか、立派なのかということが一目で分かるとしたら、その3つぐらいにチェックが入るのかどうかというぐらいには分かれているなと、そしてその人を、どのようにどうして評価しますかということが全員に分かるようなものが必要なのではないでしょうか。【堀野委員】お聞きしていまして、A、B、C、D、Eという細かく、大変精密な作業ですけれども、それでなくて文章式で表現されるようなことが、今の長谷川委員がおっしゃったようなことと逆ですけれども、文章式で表現されるような具体的内容というのは、AとBとC、3段階ぐらいにそれが表現できるんじゃないかと。そうすると、下級裁裁判官

の指名諮問委員会も一つの大きなユーザーになると思いますけれども,ユーザーの 観点から見ました場合に,A,B,C3段階ぐらいだとしたら,この裁判官のどのあたり にいる人ということがわかるのではないでしょうか。そういう意味で5段階と小刻みに するよりも3段階程度にすることはあるいは可能かというふうに思います。

【細川委員】私の書いている内容も先ほどごらんになっていただいたようなものですが、そのときに一番気にしているのは、この人は裁判官として次に再任しちゃいけないような人だったら、それははっきり出さなければいけない。レッドカード、イエローカードに当たるときは、それは書かなくてはいけないと思ってます。あとは非常に優れた方がいるかどうかということで、その程度のことは必ず書いておりますから、ユーザーの立場から言えばそれでお役に立つのではないかというふうに思うんです。

この人事評価の問題が改革審で取り上げられたのは、前回申し上げましたけれど も,評価に藉口して裁判の中身の統制があるようなことがあってはいかんと,そういう 考慮があったと思うんですね。今の裁判官は余り仕事してないから人事評価をきちっ として、昇給の査定も厳しくして、もっと能率をアップさせようという、労働強化をさせよ うということではなかった。その証拠には,例えば裁判官が少ないからもっと多くしろと か、あるいは裁判官の報酬の刻みが多過ぎるから少なくしろというのが意見書に書 いてありますから,基本的には問題意識としては前者の方だったんです。この点は堀 野委員も分かっていただけると思うんですが,そうした場合に,どちらがより現場の裁 判官にショックではないかというと、ご提案のものはいかにもランクがついているよう なので、小学校の成績表を思い出したんですが、これを見たらランクがつけられてい て、かなり萎縮効果があるかなと思います。だから本当に問題がある人は問題があ ると書かなければいけないんです。優れた人は優れていると書かなければいけない んですが、普通の人は特に一般的なことを書けばいいんじゃないかと思います。そう いう萎縮効果のあるようなものはできるだけやめていただきたいということと、それか ら本当に問題があるときは、再任とか、そういう問題があるときはそれはちゃんと書か なきゃいけないということになるのではないかというのが私の考えです。

【宮本委員】今,細川委員の発言に触発されて考えたのですけれども,サンプルのような文章式評価では何か仲人口みたいですね。全体としてみんないいところばかり書

いてあって,文章式だけということになると,こういう形で評価がわかりに〈〈なるのではないかという感じがいたします。段階式の併用というのはその点なんですね。つまり客観的なところは客観的に出せると。評価するにはある程度その人の人物なり評価が浮かび上がらないと役に立たないのではないかと思います。

【戸松委員】指名諮問委員会に提出されるものにもいろいろな評価がございまして,今私も委員としてそういうのを見ているわけです。見た上で重点審議者だという答申をしているわけです。細川委員がおっしゃっておりますが,文章式でも実はそういう評価を段階的にやっているわけで,不適格な場合には再任は疑問であるということは書いておられるので,あえてこういう段階式評価のものを出して書かなくてもいいというふうに思っているんです。そういうふうに私は思っていながら,同じ指名諮問の仕事をしている堀野委員はそれを段階づけにした方がユーザーとしていいのではないかと説明している。

【堀野委員】私どもが拝見したのは1年ごとのものではなくて,10年分を現所長がおまとめになったものですから,これそのものじゃないわけですね。確認しておきたいのですが,この文章式のサンプルで出ているような様式は,いずれ諮問委員会の方には資料としてそのまま出てくるんでしょうか,こないんでしょうか,その辺はどうなんですか。

【山崎幹事】指名諮問委員会の話になっていますので、ちょっと説明した方がいいと思います。戸松委員、堀野委員にこの間ごらんいただいたのは、重点審議者を振り分けるための資料ということで、10年分の報告書をまとめたものをつくって、それをごらんいただいたもので、重点審議者について再任の適格性を審査していただく段階では、オリジナルの内容を記載したものをお出しするということを考えております。それをごらんになれば、また少し感じが変わるかもしれないというふうに思います。 【堀野委員】つまり指名諮問委員会ではそういうものが出てくるということでいいですよね。

### 【山崎幹事】はい。

【竹崎委員】さっきから堀野委員、宮本委員と我々はそんなに考えが違わないんじゃないかという気がしてしようがないんですけれども、人事をやっておりますと一番最初

に目につくのはAとEなんです。つまりAの人とEの人というのは,それは非常に分かりやすい。問題はB,C,Dというあたりですね。

これは司法研修所の教官とか二回試験とかをやっておられるとよく分かると思うんですが、非常にランクをつけにくい。そこでA、B、C、D、Eの比率をまず決めて、この比率の中でいわば相対評価をやって初めて分かる、同じ問題を出して能力を判定しようという目的で行動していても、難しいからそれしかない。裁判官の場合はそうではなくて、みんな違った仕事を毎日やっている。そういう中でA、B、C、D、Eというランクをつけようというのはおよそ不可能なことで、AとEの情報は割合入ってくる、だからそのことをこれはAの人ですよとか、これはEですよということを文章であらわすこともできるであろう。あとは記載の仕方の問題で、あえて分からないものをB、C、Dというようなランクまで分類することは必要でない。またもう一つ言えばこういう考課の問題というのは、人事権のもっとも基本となるものであり、基本的に言えば謙抑的でなければならないと思います。裁判官としての仕事の上で障害となるようなものであってはならない。不確かなことは書かない方がいい。確実にわかることだけを記載した方がいい、背伸びをして真ん中のB、C、Dを埋めない方がいいと思っています。

そうだとすれば、あとは記載の方法で、文章式であっても、細川委員が言ったように、実際そういうことがわかるように書いてあれば、あえてランク付けをしなくてもいいのではないか。もう少し言えば、絶対評価か相対評価かという問題もなかなか難しいところがあって、絶対評価でこの人はAであるとかEであるとか、なかなか言いにくいところがあるわけです。ランク付けは、現実問題として使いやすいことは認めますけれども、そういう分類をすることは不可能であると同時に非常に弊害が大きいというように思います。

【中田委員】私は今日から参加ですので、事情を把握していないかもしれませんが、今日堀野委員からお示しいただいたものを拝見して、これは併用式というよりもむしる段階式のものであるような印象を持っているんです。つまり結論としての、A、B、C、D、Eというものがあって、記述の部分でその根拠を説明するものだというような印象さえ、初めて見ると与えるような気がします。もちろんそういう趣旨ではなくて、併用だというご趣旨だと思うんですけれども、結論としてA、B、Cとかというのが非常に強い

印象を与えるものですから,せっかくの目的と違った効果が出てくるのではないかという感じがいたしまして,文章式で目的が達成できるのであれば,むしろその方が弊害がないのではないかと思っております。

【曽我部委員】堀野委員から提出された「裁判官評価表(案)」の2枚目,3欄では段階式評価区分がない書き方で,識見,人物・性格に仕分けチェック項目が挙げられている。これに対応して文章で評価を書き込むのでよいのではないか。AからEまでの段階式評価との併用式は,裁判官を萎縮させるおそれが懸念される。

【遠藤委員長】そろそろ集約に取りかかりたいと思うんですが,私の理解では,前回の委員会の議論ではどちらかというと併用式よりも文章式でいいのではないかというご意見が多かったような気がするんですが,本日改めて堀野委員から具体的な評価表(案)も提示された上で,併用式を採用したらどうかというご提案があったわけでございますので,堀野委員,宮本委員のおっしゃるように積極的に併用式を採用したらどうかというようなご意見をお持ちの方がいらっしゃったら,ひとつご発言をいただきたいと思いますが,いかがでございましょう。

【宮廻委員】私は結論的には併用式がいいんではないかと思いますが、気持ちとしては竹崎委員がおっしゃったような明らかに特別な人と適格性に問題がある、あるいは疑問があるという人をCとして、真ん中の8割位の人をBとし、A、B、Cの中でBが普通の人といいますか、真ん中ということが分かるようにすることだけでも意味があるんではないかと思います。といいますのは、記述式だと実際に評価された方はよく分かると思いますけれども、後でそれを読む人は文章全部を読まなければ分からないという問題がありまして、大変な労力を要します。それをもうちょっと合理化するという意味でも、段階評価の形を入れれば非常に能率的な評価ができるのではないかと思います。差をつけるということではなくて、皆さんのおっしゃっている明らかにいい人、明らかに問題がある人、これは一目瞭然でわかるということにした方がいいのではないかということです。

【遠藤委員長】堀野委員から,5段階式評価はやや細か過ぎるので,場合によっては 3段階評価でもいいのではないかと思うというご発言があり,また,宮廻委員も3段階 式評価ぐらいは取り入れてもいいのではないかというご発言があったんですが,今の ご発言を踏まえまして,さらに段階的評価を取り入れた方がいいというご意見をお持ちの方があれば伺いたいと思いますが,いかがでございましょうか。

【竹崎委員】ちょっと誤解のないように言っておきますが,私はその中で分けた方がいいと言っているのではなくて,文章でその趣旨はあらわれているということを申し上げているだけです。

【遠藤委員長】そういうご趣旨のようですね。

【宮廻委員】ちょっと補足しますが、それをただA、B、Cに置きかえたらいいということを言っているわけです。

【竹崎委員】私はそこはなお誤差があるから,そういうふうに分類することについては 疑問だと思います。

【堀野委員】宮廻委員に賛成なんですけれども、要するにA、B、Cで例外的なのはAとCだと、ちょっと語弊がありますけれども、普通はBと、そういう全項目についてすべて記載しなきゃいけないと言っている訳ではない。文章式で書かれた問題がどの視点から見たものかということを、例えば法律解釈に優れているといった場合にはそこにAがつく、そういった形で文章式で書かれていることが3段階なら3段階の一覧表の上に表現されて、それを見れば大体この人はこうなんだということが第三者からも割に分かりやすいという意味で、あえて段階式という名前をつけていいのかどうなのか、恐らくそうなると思うんですけれども、どこに問題があるのか、問題がないのか、すぐれているのかということがはっきり分かるような、そういった表は可能かなという気がします。

【戸松委員】ちょっと質問したいんですが、なぜAを理由により分けなくちゃいけないんですか、Aの人であることの確認がどうして必要なんですか。

【堀野委員】評価といったらそういうものじゃないか。

【戸松委員】そういう評価制度にどうしてしなくちゃいけないかというのが問題なんです。 裁判官はすぐれて立派だということが当然なので、それはAであっていただきたい。 【堀野委員】願望と実際とは別で。

【戸松委員】だけれども、Aをつけたからどうしようというそこが問題です。会社ならそれが栄転につながるということがあるが、裁判官はそれはないんじゃないでしょうか。

【堀野委員】そこは問題だと思いますけれども、この評価が何のために使われるかという問題は、まだ議論がし尽くされていないような気がするんですね。 つまり非常にすぐれた裁判官だという評価をされた場合、適材適所ということを考える上において、すぐれた能力のある裁判官をどこに配置していくかということは、それは当然お考えになることだと思います。

【大山委員】 例えば, じっくり物事を考えるタイプで, やや筆の遅い裁判官ではあるが, 判決の内容を見れば論理的で説得力があって分かりやすく, 妥当な結論を出す裁判官がいたとして, この裁判官が繁忙庁に配属されると, 筆の遅さが原因してたちまちに未済事件がたまり, 判決も宣告期日の延期等が繰り返されて代理人や当事者からすぐ苦情等が出されるようになることがある。段階式でCと評価したとする。しかし, この裁判官は標準的な事件数の裁判所に配置されたときには, 適切な期間内に的確な判断を下して, 立派に仕事をこなすことができ, BとかAの評価を受け得るのである。そうすると, AとかB, Cという評価をつけることはあまり意味をなさないというか, 汎用性がない。ここで意味があるのは, この裁判官は繁忙庁では十分に力を発揮できないところがあるが, 標準的な事件数の規模の裁判所ではきっちりとした仕事をするという, 文章式評価によってもたらされる適材適所の配置に関する情報である。

それから,国民は裁判官を選ぶことができないとよく言われますが,裁判官も事件を選ぶことはできないのです。これはどういうことかというと,同じ裁判所に勤務していても,それぞれの裁判官によって,その執務状況や執務環境は違っているわけでして,このような違いを捨象してAとかBとかの段階式評価に当てはめていくことはやや乱暴ではないかと思います。それでは執務状況や執務環境を十分調査すればいいじゃないかと思われますが,それが先ほどから言う裁判官の職権の独立性や個別性という特質から,資料収集に制約が伴うわけです。結局,今回の人事評価の趣旨,目的は何かという視点からとらえていくと,評価形式としては文章式が論理的な結論になると思われるし,また優れて実際的であると私は思います。

【竹崎委員】堀野委員は大きく分ければいいと言われたけれども,この堀野委員のつくられたものでも,私は例えば第1項目の法律知識の正確性,十分性と,第2項の法的問題についての理解力,分析力,整理力をどうやって区別するのか,さらにその下

の法的判断を適切に表現する能力と,全部関連していて,どこがどれでこのうちのどういうことがこれに当てはまるというような分類なのか,まず不可能であろうと思います。

それから、その次の法廷等における弁論等の指揮能力、当事者との意思疎通能力というのも相互に関連している問題です。こういうものを分解してAだ、Cだというふうに評価をしていくということはほとんど不可能に近い。

それから、その次の部又は裁判所組織全体を円滑に運営する能力、職員に対する指導能力、これも相互に関連している。これは評価の視点としてはこういう角度から物を見ていくのがいいが、それぞれの項目について独立して評価しなさいとしたら、これは不可能です。私はおっしゃっていることの意味はよく分かるから、記述ないしは評価の仕方のトレーニングの問題としてはそこは十分考えていけばいい。できるだけプラクティカルなものにしていけばいいというふうには思います。しかし、そのためにあえてランクをつくり、範疇をこういうふうに設けていくと実態からは乖離していくということを申し上げたい。

【遠藤委員長】先ほどから私は申し上げているわけですが,今3段階か5段階かは別として,段階的評価を取り入れた方がいいというご意見をお持ちの方がいらっしゃれば,この際ご意見を承りたいと思います。逆に言えば,ご発言をいただいていない方々はおおむね文章式評価方式でいいとお考えになられていると理解してよろしいのでしょうかということをお伺いしたいわけですが,特にご発言をいただ〈方がございましたらどうぞ,お願いいたします。

【土方委員】2つの評価があるということで、1つは10年ごとの再任のための評価ということがある。その評価については、私も従前の経過から、しかもそれをできれば指名諮問委員会にて個別で検討をされているわけですから、そこで使われる評価については、私は今回の文章式評価でいいのではないかというふうに思います。

部総括とか所長とかの任命の場合に、そういう評価の基準がどうされているのかというところが実は私どもから見てわかりにくいということで、その辺について当然最高裁で判定されるときに、何らかの基準を持って、といっても、もちろんまずは一定の枠の中からもちろんその人材について選ばれるんですけれども、そういうふうな役職

に十分な能力のある方とそうでない方というのを分けておられるんだろうと。その分けておられるところが実は不透明だなというのが,私の率直な感想で,先ほどどなたかもおっしゃっていましたけれども,そういうふうに段階評価するについての基準というものについて,基準のない段階評価はないんですけれども,基準をつくるというのもきわめて難しいことであるということもご議論の中で分かってきましたので,個人的には,将来的にはその辺の部総括とか所長とか,そういうところの基準というのが,なかなか難しいでしょうけれども,いずれ作ることは可能だと思います。将来的に研究とかされていけばいい。しかし,今の段階ではそういう基準を作ることは無理でしょうから,今の段階では記述式ということで賛成させていただきますけれども,そういう前提があるというふうに思います。

【長谷川(裕)委員】私も併用式がいいのではないかなと思っている。この評価制度を何に活用するのかというと、研究会報告だとか今までの議論から聞いていますと、まず判事の任命の時に使う。異動とか配置とかポストだとか、それと長いときは20年ぐらいかかるんですけれども、昇給のとき活用される。私は、A、B、C、Dと自分でつけられる側に立てば非常に嫌だなと思っている。例えば、Aさんを何々裁判所に異動させるとか、何々さんを裁判長にするとかというときはどういう判断で行うのかということについて、司法制度改革審議会で議論になったんだと思う。

人事担当者は、評価について文章で書いてあるとよくわかる。この人は非常に丁寧だと、しかしどうも筆が遅い。そうすると、忙しいところの大都会よりももうちょっと中堅のところがいいんじゃないかと。判断するときに、文章の場合は、そこにアンダーラインを引く等をすると思いますが、筆が遅いと一目でわかるようなものも必要になると思う。

私はA,B,C,D,E5段階では細かくて重複している内容があるんですが,筆が遅いというようなところが見えるようなものはあってもいいのではないかというふうに皆さんと議論していて感じたんです。文章式にしながらも,判断できるものがあった方がよい。私は,普通,できる,少々問題があるという3段階があってもよいと思う。しかし,この時間帯で今,土方さんも言いましたけれども,例えばA,B,Cの基準値をつくらなければいけないので,大変だと思いますけれども,その辺はぜひ検討する必要があ

るのではないかと思います。

【遠藤委員長】ここらで取りまとめをそろそろさせていただきたいと思います。評価結果の表示方法につきましては、文章式の方式と段階式を併用して表示する方式がよいという2つのご意見に分かれていたわけでございますが、どちらかというと記述式、文章式で表示する方法がいいというご意見が大方のご意見の大勢であったというふうに思われますので、当委員会としては原案どおりこのような文章式の表示方法で取りまとめさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり。)

それでは、次に裁判所外部からの情報の取扱いについてご協議をいただきたいと 思います。

前回の委員会では、資料3の概要案でございますが、3の(2)の記載自体については異論がないということでございましたので、そのような形で取りまとめをさせていただいたわけですが、具体的にこれ以外に裁判所外部からの情報をどのように取り扱うか、これについては継続して議論をしようと、こういうふうになったわけでございます。そこで、本日はさらにその具体的な方法についてご意見を伺いまして、その上で規則でどのように規定するか、また概要案の枠組みの下には将来恐ら〈通達事項の骨格部分になると思われる事項が書かれているわけですが、この点についても幅広〈ご意見を承りたいと思います。

【宮本委員】外部評価について、もっと具体的にすべきだという発言をしたのですけれども、さてどんなものにしたらいいかということになるとなかなか難しいというのが率直なところであります。「規則要綱(案)の修正案」を準備いたしましたが、この中の1が今の問題に関係する部分です。

私の提案は資料3「人事評価の概要案」の2ページ,項目としては3の(2),枠囲いがありますが,これに私のペーパーの枠で囲ったものを追加する。つまり(2)から読みますと,「裁判所外部からの情報についても配慮するものとする」の後に「評価権者は弁護士,検察官その他の個人又は団体に対して資料の提出,説明その他必要な協力を依頼できるものとする。」の記載を加える。このような修正をしたらいかがかということでございます。

次に、その修正案1の枠囲みの下の部分に追加事項として書いた(1)から(4)、この4点を確認するという提案をいたします。(1)は裁判所内部の情報を得るように努めるという点、(2)は弁護士会、検察庁に対する周知依頼の点、(3)は弁護士会、検察庁以外の外部利用者に対するアクセスを工夫するという点、(4)は積極的な広報について。例えば(3)の問題に関連しては、外部情報を担当する委員会、例えば「外部情報委員会」というようなものをつくって、具体的で価値のある情報とそうでないものとを振り分ける、家庭裁判所でやっているインテークのような、そういう役割を果たさせるということも考えたらどうかと考えます。

国会の裁判官訴追委員会への申立ての大部分は取り上げるに値しないものだということですが、周知、広報が徹底するにつれて、マニアックな情報もいろいろ入って 〈るかもしれません。そういうものの選別、判断もやることにしたらどうでしょうかと。 【遠藤委員長】宮本委員のご提案は大き〈分けて3つに分かれているように思われます。

第1はこの四角の枠組みの中でございますが、協力依頼方法を規則要綱案に盛り込むようにしたらどうかというご提案が一つ、それから2番目には、外部情報の具体的な取扱いについて、規則自体ではなくてもいいけれども、通達事項として1の(2)、(3)、(4)、外部情報に関する事項としてこのような項目を盛り込んだらどうか、それから第3点が(1)の裁判所内部情報の取扱い、このように分かれているようです。

そこで、これを一遍に漠然と議論してしまっては焦点がぼけると思いますので、まず最初に宮本委員ご提案の通達事項としての(2)、(3)、(4)、このあたりからご議論を進めさせていただきたいと思います。

最初に、修正案1(2)の評価権者は少なくとも管内の弁護士会、検察庁に対し、所属する弁護士、検察官の有する情報を窓口にて受け付けることを積極的に周知依頼すると、これは概要案の3ページの\*1.)と共通する考え方だろうと思いますが、この点についてのご意見を承りたいんですか、いかがでございましょう。

委員長として個人的な意見をここで申し上げていいかどうかわかりませんが、この 程度のことは積極的にやらなければならないように感じているんですが、これは問題 だという方がいらっしゃったら、遠慮なくご意見を承りたいと思いますが、いかがでしょ うか。せっかくこういう制度を設けるわけですから、弁護士や検察官に対して、こういう制度を設けたので、大いに活用してほしいと、窓口において受け付けることを周知徹底することは大事なことではないでしょうか。反対の方はいらっしゃいますか。

これはよろしいんじゃないでしょうかね。もしご異論がなければ,宮本委員の提案の括弧の部分はこの委員会としても採用させていただくものにしたいと思いますが,そういう取りまとめでよろしゅうございますか。

#### (「異議なし」との声あり。)

修正案1(3)によりますと、外部からの情報を受ける窓口を設置するに際しては、 外部利用者が提出しやすい方法を工夫するとされていますが、宮本委員、具体的な イメージとしてはどういうことをお考えなんでしょうか。

【宮本委員】この部分で考えますのは、資料3の概要案の説明の2ページの下のところに、「例えば裁判官の法廷内における活動に関する外部からの適切な情報が有益である」と述べられておりまして、有益だということは争いがないとして、それをどうやって量的にも質的にも多数裁判所で受け入れるかという工夫が必要だろうと。例えば、こういうことが考えられると思うんです。外部者の情報を記入する書式、それを提出する窓口などをつくって、総務課まで持っていかなくても、どこかに差し出すポストというようなことを考えたらどうかということを念頭に置いております。法廷内の活動を外部から適切な情報で知るというようなことが重要だからといって、まさか法廷の中に受付箱というわけにいかないでしょうけれども、気軽に入れられるようなポストを設ける、そういうことを考えたらということであります。

【遠藤委員長】私は修正案1(3)についてご議論いただきたいと申し上げたんですが、ある意味では(3)と(4)は密接不可分に関連するのかもしれませんね。\*1.)において外部情報を受け付けることを積極的に広報すると、これは広報活動ですが、これは裁判所幹事からもし差し支えがなければ、イメージ的なもので結構でございますが、宮本委員の提案の(4)の広報活動について何かお考えになっていることがあれば、この際承りたいと思います。

【山崎幹事】前にも少し申し上げたと思いますが,新しい裁判官の人事評価制度ができ上がりますと,その内容は公表していくべきものと思っております。具体的には例え

ば最高裁のホームページがありますので、そこに掲載して皆さんに知っていただくと。 そうしますと、外部情報を受け付けるということも、窓口が設けられるということも出て まいりますので、それで広く国民の皆さんに知っていただけると思います。

【遠藤委員長】宮本委員,今,山崎幹事がご説明されたところによれば,最高裁のホームページその他でそれなりの広報活動はぜひやりたいということですが,そのことを前提として総務課を窓口として利用することだけではまずいですか。それ以外に全体的に利用しやすい窓口というものを何がなんでも総務課以外に設けなければならないのでしょうか。

【宮本委員】何がなんでもということはありませんが,これも前回言いましたように,総務課に窓口を特定して,そこに持っていって差し出す,これは当然顕名による書面になりますけれども,窓口を特定してしまうのが外部情報をなかなか受け入れに〈〈すると。外部の方からすると敷居が高いということになるのではないかという気がいたします。

それから,先ほど説明の中でも申し上げたように,例えば仮に「外部情報委員会」 といった委員会風のものを設けて,そこで各種情報を取り扱うという,そういうセクションを作るということも考えられます。

【堀野委員】事務の分掌としてどこの課がそれを担当するのかという問題と、その課に持っていかなきゃいけない、つまり物理的な窓口をどうするのかということで区別して考えることができるのではないか。

【遠藤委員長】事務分掌としての担当は総務課でいいのかもしれないけれども,具体的な窓口を総務課一本で受け付け,それ以外はシャットアウトということではなく,具体的に窓口をどこに設けるかということは別の問題として考えていいのではないかと,こういうようなご発言ですね。

【鶴岡委員】資料3の概要案2ページに書いてあるのは、何も本人が持っていかなくて も郵便で出しても構わないと、メールでもいいと、それは当然だよね。

そうしますと,私どもは一般の者に対してだったら窓口を決めてやった方が親切です。どこへ出していいかわからないというのは,かえって混乱を呼ぶ。だから,総務課なら総務課で郵便番号だとか電話はなかなかないですけれども,それからファックス

でもいいですけれども、いろいろなことをやって、出す先がはっきりわかった方がよいのではないかという気がします。

【遠藤委員長】特にご発言のない方々については、先ほどの山崎幹事のご発言を前提として原案どおりでよろしいのではないか、したがって、宮本委員ご提案の修正案1(3)、つまり窓口を別途設置するということについては、これはせっかくのご提案ではあるけれども、不必要ではないかというふうに理解してよろしゅうございますか。(「異議なし」との声あり。)

それでは、ここのところは当委員会としては、せっかくの宮本委員のご提案でございますが、(3)については特に取り入れることはしないというところで取りまとめをさせていただきたいと思います。

それから,次に資料3の概要案,これの3ページの真ん中の上の方の「\*」印の 1.)については,宮本委員のご提案のとおり,当委員会としても受け入れさせていただいて,集約をさせていただいたわけですが,続いて 2.)というのがございますね。当事者又は代理人に対し項目を示しての段階式評価アンケート方式により情報収集をすべきであるという考え方があるが,どうかと。これについてもちょっとご意見を承っておきたいと思います。この点についてはいかがでございましょうか,これを積極的に取り入れることの是非について,ご意見を承りたいと思います。

#### (特に意見なし)

それでは、これはぜひ取り入れるべきであるという方があればご発言をいただきたい と思います。

#### (特に意見なし)

特にないようであれば、これについてはここまでやるのはいかがなものであろうかということが皆さん方のご意見だというふうに理解して、この 2.) については当委員会としては取り入れないという形で集約をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

### (「異議なし」との声あり。)

それでは、次にこれは外部情報について一括してやりたいと思います。資料3概要案の3(2)の枠組み部分に、宮本委員のご提案でございますが、「評価権者は、弁護

士,検察官その他の個人又は団体に対して,資料の提出,説明その他必要な協力を依頼するものとする」ということを加えることの当否についてご協議願いたいと思います。 宮本委員,もう少し具体的に提案の趣旨をご説明いただけますか。

【宮本委員】通達等に附加する条項として(2)を入れるということになったわけですが、これと似てますけれども、弁護士、検察官、その他の者に対して協力依頼をすることができるという条項を置くことによって、外部情報を収集するという場合に、相当効力を発揮すると思います。私たちが裁判官指名諮問委員会の制度づくりをしたときにも、指名諮問委員会が情報収集の活動をする場合に、このような協力を依頼するものとするとしましたが、これと大体同じような発想に基づくものです。

【細川委員】今、ご説明を聞いていてちょっと疑問に思ったので、質問なり意見がない交ぜになったようなことを申し上げますが、「~するものとする」というのは、一般の法制上の用語の私の理解では、原則的な義務付けを示しているものですが、今の宮本委員のお話はそうでなかったように聞こえたので、ちょっと後でもう一遍ご説明いただきたいと思います。もし義務付けとすると、これは義務の内容が非常に不明確なんです。例えば、「弁護士、検察官に対して」といっても、実際にどの弁護士、どの検察官かというのがまずわからないから、だれに聞いていいかわからない。その他の個人または団体も全く無限定だから、だれに聞く義務があるかわからない。そういう問題があるんです。

そんなことをお考えになっているはずがないので、要するに評価権者は裁判官の 人事に関して有用な知識を持っている、情報を持っている方に情報を提供するように お願いしなさいと、そういう議論ですよね。そういうふうに理解しますと、もともとの原 案の「裁判官の独立に配慮しつつ、多面的かつ多角的な情報の把握に努めなけれ ばならない」というのと余り変わらないんじゃないかというような感じもするんですが、 そういう理解でよろしいんですか。

【宮本委員】前段についてはおっしゃるとおりでありますが, そういうことができるというふうにした方がいいのかもしれません。

今ご発言があった後段については、これはそのとおりですけれども、より明確に評価権者としての権限規定をしておいた方がいいのではないか。

【細川委員】権限があるかどうかということについては、僕は評価権がある以上、それに必要な情報も収集できると思うのです。要するに原案が言っているのは、情報把握に努めなければならないという努力を課している、これに意味があるように思うので、単に権限だけ書いていたのでは、何か努力より弱い感じがするんです。だから、これを書くのは「ものとする」を「依頼することができる」というふうに直されたらば、当たり前なことが書いてあると、そんな感じがあるんですよ。

それで、もっと実質的に言えば、私どもも内部で議論した際にも、こういう制度ができた以上は当事者の弁護士さんや検察官が何か言ってくるとすれば、それはよっぽどのことなので、相当まじめになって調べなきゃいかんという、有用な場合が多いだろうということだったんですね。そうすると、ですからこの制度ができた以上は弁護士会や検察庁にこういう制度ができましたからよろしくお願いしますと頼みにいくのが当然だと思うんです。

そうすれば、何かあれば意見をいただけるので、そういう制度をお知らせしてお待ちすればよろしいんじゃないかと、こちらから見ればどの弁護士さんがどういう情報をお持ちなのかというのがわかりませんので、結局は待つしかない。だからそういうことで、ここは権限で書いても、実質がない感じがいたします。

【古田委員】細川委員の質問に関連する質問なんですけれども,もう少し具体的に教えていただければと思ったのは,まず「その他の個人又は団体」というと,何でも入ってしまうわけですね。ですから,具体的にどういうものをお考えになっているのか,どうもイメージがわかないということが1つです。

それから、資料の提出、説明ということが例示になっていますけれども、これもどんな資料をどんな説明ということなのかなというのが実はよくわからない。と申しますのは、現実には、例えば訴訟指揮のやり方がおかしい、その手続の中で異議申立てで是正するような話とか、あるいはいろいろなある程度の法令の解釈については判断ミスとかまで出て来る気がします。そうなると、ここでの話というのは、法的には効果は及ばないにしても、何かそういう訴訟手続でやるようなことをやるような気がしてよくわからないです。ですから、もう少し具体的にこの「その他の個人または団体」や、あるいは「資料の提出、説明」ということで、その内容をご説明いただければと思うんです

けれども。

【宮本委員】「その他の個人または団体」とは、具体的には司法書士の団体とか、その他特に関係がある団体があり得ると思います。それから国とか公共団体もあるかもしれない。そういったものが裁判官に関する情報を入手しているかもしれない。資料を持っているかもしれない団体、すべて含みうると思います。

それから,次に資料を例示しましたけれども,裁判官の評価に必要な限りでのいるいるな資料とか,それから事実を持っている人に対してその提供を求めるということで,それらについての協力依頼ということを考えます。

【遠藤委員長】こういう形で取りまとめをもしさせていただくことができればと思っているんですが、確かに前回のときに下級裁の裁判官の指名諮問委員会に関する要綱案にはこれに類した規定を設けたわけですが、これは当然のことながら新たに立ち上げられる委員会の権限事項を明確にしておかなければならないであろうということで設けたわけですね。ところが今回は全くそれとは違いまして、別に新しく委員会が立ち上げられるわけではない。したがって、その委員会に対する権限事項を明確化しなければならないという要請はないわけでございます。

それと、もう一つは、今、宮本委員のご発言を伺って、私も「依頼するものとする」というのは、まさに義務付ける条項ではないかと思ったんですが、決してそうではなく、することができるという趣旨であるというご説明でございましたが、そうなるとこれは、例えば後ほど改めてお諮りするわけですが、個別具体的な事項を列挙して云々ということがもし仮に承認されたとした場合に、個別具体的な事項らしきものは書いてあるんだけれども、その内容が不明であるという場合には、これは今、細川委員がおっしゃったように評価権者なんですから、その内容は具体的にどういうものなんですかということを説明を求めることができることは当たり前だと私は思うんですね。

したがって,さっきの通達事項の3(2)については弁護士会や検察庁に対して積極的な周知依頼条項が設けられたわけでございますから,それと裏腹の関係でペアとして総体的に考えれば,これは余り固執されることなく実質上そういう理解で十分機能するように思われます。そこで,今ご意見を伺った限りでは積極的に宮本委員がご提案されたような協力依頼条項を規則要綱案そのものに設けることに対して,積極的

に賛成される方は少なかったような気がいたしますので、当委員会としては、せっかくの宮本委員のご提案でございますが、この枠囲いの中は規則要綱案としては取り入れないで、原案どおり外部情報についても配慮するものとすると、以下通達事項でこの概要案に書いてあるようなこと、それから宮本委員が先ほどご提案されたような(2)のところを取り入れて、当委員会の結論とするということにさせていただきたいと思うんですが、よろしゅうございましょうか。

## (「異議なし」との声あり。)

以下,裁判所外部の情報の取扱い,これは具体的には宮本委員ご提案の(1)の問題と要綱案に書いてある外部情報の取扱いについて,1.)から3.)まで書いてありますが,これについてこの項目ではご議論をいただきたいと思いますが,10分間ほどここで休憩をさせていただきたいと思います。

【宮本委員】私も規則に準ずるということについては,必ずしも固執はしません。そうすると,この枠囲いの部分は通達条項等のところで考慮していただけるか。

【遠藤委員長】通達事項について,後ほど資料3の概要案2ページの1.)から3.),それから「\*」印の1.)については取り上げたわけですが,そこで議論するときに今の枠囲いの中をどう扱うかさらに協議をさせてください。

### (休憩)

【遠藤委員長】先ほどの宮本委員の提案1(1)の内部情報に入る前に,外部情報の取り扱いを一括して決着をつけておきたいと思います。

そこで、資料3の概要案の2ページの下の方、1.) は窓口を総務課とすること、2.) は原則として顕名、具体的な根拠事実を記載して提供された情報について考慮することができること、3.) が裁判官の独立性の配慮、恐らくこの3つ、これは通達の骨格部分として盛り込まれることになろうかと思いますが、この点についても当委員会として明確に結論を出しておきたいと思いますが、この3つについては今までのご議論を総合した限りでは特にご異論はないように思うんですが、これはこのとおり承認させていただいてよろしゅうございますか。

#### (「異議なし」との声あり。)

次なる問題は,先ほど宮本委員からご発言がございましたように,宮本委員のご

提案の枠囲いの中,これは規則要綱案に盛り込んでもらったらどうかというご提案だったわけですが,先ほど私が申し上げたような,これは基本条項があれば評価権者の権限として照会,説明を求めることができるのは当然であろうと,それからご承認を先ほどいただいた宮本委員ご提案の1の(2),それから要綱案で言えば3ページの「\*」印の1.)が設けられたので,事実上運用の問題としてこれは機能できるんじゃないかということを申し上げたわけですが,これをさらに規則要綱案自体には盛り込まないまでも,通達事項の骨格部分の中に盛り込むことができないだろうかという点はどうなんだろうかというお尋ねがあったんですが,この点についてのご意見があれば伺いたいと思います。

宮本委員のご提案は規則要綱案はともかくとして,せめて通達事項の骨格部分としてこういう説明,協力を依頼することができるという点を盛り込んでもらったらどうかという,こういう趣旨のご提案なんでしょうか。

【宮本委員】はい、この部分は、評価権者が外部情報を得る手段のかなり重要な部分ですので、通達条項の中には書いてお〈方がはっきりすると思います。

【遠藤委員長】将来の危惧を残さないために,当然のことであるかもしれないけれども, 明確に入れてもらっておいた方がいいのではないかと,こういう趣旨ですね。

【宮本委員】付け加えると、かつて指名諮問委員会制度の設計のときに、当然のことだからということで確認条項等に盛り込まないで終わった部分がかなりあるということがあります。その後の指名諮問委員会、あるいは地域委員会の運営状況を見ると、我々の一般規則制定諮問委員会の議論の中では当然のこととされていことがなかなか反映しにくいということがあります。やはり解釈あるいは運用の指針というものは書いておく方がいいと思っております。

【戸松委員】指名諮問委員会が一般規則制定諮問委員会の議論とどのように違っているのか,また別の機会にお聞きしたいと思うんですが,それはそれとして,評価権者は弁護士,検察官その他の個人とありますけれども,これは弁護士,検察官というのは個人個人の人を指しているということでよろしいですか。

【宮本委員】はい。

【戸松委員】しかし、先ほどのご説明だと団体というのは司法書士会とかということで

したが、どうして司法書士会という団体となってしまうのでしょうか。もしそうだったら、 弁護士会、検察庁とか、そういうところにならなくてはいけないが、それはまずいんじゃないかという気がします。平仄が合わない気がします。

司法書士とか,そういう個人であってはいけないんでしょうか。なぜ司法書士会に聞かなきゃいけないのか。税理士会とかをお考えのようだが,なぜ団体が出てくるのか。司法書士会として,ある裁判官についてはどういう意見があると考えているのですか。

【宮本委員】裁判官についての意見を求めるということは、私の念頭にはありません。 それは検討していただくとして、実質的に考えても司法書士会その他の法律関係の 団体で情報、資料を持っている場合があるかもしれないと思います。それを先ほどは 例として申し上げたのです。

【戸松委員】弁護士会も税理士会も司法書士会もご承知のとおり強制加入団体ですから,団体としては変わりない。何か区別する根拠はあるのですか。司法書士とか税理士という個人の方に協力を求めないで,税理士会,司法書士会という強制加入の団体にどうして協力を求めるのか,それが分からない。

【遠藤委員長】私の方からちょっと山崎幹事にお尋ねしておきたいと思うんですが、例えば先ほど概要案の3ページの上の方の 2.)、これは顕名でかつ具体的な根拠事実を記載して提供された情報について考慮することができると、これは先ほどご承認いただいたわけですが、例えば具体的な事実関係らしきものを提示して、この情報提供があったんだけれども、その中身がいまひとつよくわからないとか、あるいはそれを裏付ける証拠関係はどうなっているんだとか、これは評価権者として情報提供をされた方に対して照会をしたり、説明を求めたりすることが評価権を与えられている者の当然の権利としてできるという認識でよろしいんでしょうね。

【山崎幹事】委員長がおっしゃるとおりでございます。具体的に寄せられた情報で不明確な点があれば、情報を寄せられた方に尋ねてみることが必要でありましょうし、それから当の裁判官に尋ねてみる必要がある場合もありましょうし、それは評価をおこなう上での必要な作業として当然予定されているという具合に思っております。 【遠藤委員長】であるとすれば、これは委員長個人の意見をここで申し上げて大変恐 縮なんですが、下級裁の裁判官の指名諮問委員会のように新しく立ち上げられる委員会に対して、1つの権限事項を明確にしておかなければならないという問題とは違うわけで、先ほど細川委員のおっしゃったように、評価権者として当然の権利であると同時に、先ほどの宮本委員ご提案の1の(2)の弁護士会や検察庁に対し積極的な周知、依頼条項も設けられることでもあり、一方、団体となるとやや不明確な問題があり、誤解を招きかねない表現等でございますので、皆さん方のご賛同が得られれば、せっかくの宮本委員のご提案でございますが、括弧の中は要綱案はもとより通達事項案としても盛り込まない扱いでご賛同いただければ、そのような形で当委員会の結論とさせていただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

#### (「異議なし」との声あり。)

では、大変恐縮ですが、このように取りまとめをさせていただきたいと思います。

次なる問題は宮本委員ご提案の(1)裁判所内部情報の取り扱い,評価権者は裁判所内部において他の裁判官,職員,調停委員,司法委員等からの情報を得るように努める,これを通達事項の中に盛り込むようにしてもらったらどうかというご提案でございますが,この点についてのご意見を承りたいと思います。

【鶴岡委員】 当然,必要なときには今までもやってきているんじゃないかと思うので, 通達に書かれなくても評価権者が今までも当然必要があれば内部の情報をみている のではないのですか。

【遠藤委員長】これは山崎幹事に私の方から,今のご意見に関連して伺うんですが,必要があれば内部の当然の処理として,こういうことはやってもきていたんじゃないかというご発言のようだったんですが,この点はいかがでしょうか。

【山崎幹事】前回も若干ご説明いたしましたが、報告書を作成する前段階で情報を集める必要がありますけれども、内部の情報について、所長が現実にそういうことをやっておるわけで、情報源として他の裁判官、総括裁判官とか陪席裁判官、それから書記官などの職員が入っておりますし、家裁の場合などでは、調停委員の方からいろいろな情報がもたらされることもありまして、裁判官が記録も読まずに調停に入っているとか、そういう芳しくない情報が伝えられたりする場合もありますけれども、そういうよ

うなこともございまして,今でも内部の情報を集めることはできるだけ幅広〈おこなっています。

【遠藤委員長】もう一つこれを特に通達の中に盛り込むということの当否というか是非 というか、この点についてはどういうふうにお考えになっていらっしゃいますか。

【山崎幹事】 宮本委員ご提案の趣旨は,要綱案に「多面的かつ多角的に情報を集めるように努める」というものとして書かれていると思います。

【遠藤委員長】要綱案で「裁判所外部からの情報についても配慮するものとする」という、これは外部情報も入るんですが、その前には「多面的、多角的な情報の把握に努めなければならない」ということも書いてあるわけであって、当然その中に包摂されるものと理解しているので、特に通達事項としてこういうふうに記載するまでもないという、こういう考え方なんでしょうか。

【山崎幹事】幹事の方ではそのように考えております。

【遠藤委員長】それは当然のことかもしれないが、大事なことだから盛り込んだ方がいいというご意見もあろうかと思いますので、もう少し幅広くご意見を伺いたいと思います。

特にこれを盛り込まなければならないというご発言も余りお聞きすることができなかったようですが、そうなると委員長としての理解は、これを特に通達としても盛り込むまでのことはないというのが皆さん方のご意見のように理解してよろしゅうございますか。

#### (「異議なし」との声あり。)

それでは、この件は宮本委員には申しわけございませんが、当然のことだという理解で特に盛り込むことはいたさないというふうにさせていただきたいと思います。

次なる問題は不服がある場合の手続について,これは審議資料3の概要案の第5項にあるとおりでよろしいかどうか,特に第三者機関的なものを設けて処理する必要性があるかどうかということについてご意見を承りたいと思います。

【宮本委員】先ほどごらんいただいた「規則要綱(案)の修正案」の下の段がこの議論 に関係があるのですが,前回の最終段階で口頭で提案したものを補足し,修正案の 形にまとめたものです。したがって,内容は基本的には前回申し上げたものと同じで あります。 骨格としては,まず裁判官から不服の申出があった場合には,評価権者が 再検討して理由があるときには修正をする,これは原案のとおりでございます。

2番目に,当該申出に理由がないと思ったら,評価権者がみずから通知するということをしないで,自分の意見をつけて裁判所内部の第三者機関に送って判定してもらう,ここが原案と違う部分でありまして,ペーパーの枠囲みの(2)がこれに該当いたします。

第3に,第三者機関は高等裁判所に設ける。地裁,家裁,簡裁の裁判官についても,さらに高裁の裁判官についてもここで処理をするという提案でありまして,3名構成で仮に「不服審査委員会」というふうに呼ぶことにします。前回は各裁判所に第三者機関を設けるという提案をいたしましたけれども,そうしますと全国で裁判所が108ありますから,108はちょっと多過ぎると思って8つにいたしました。ここは前回述べたところと考えを変えたところであります。その最後に,第三者機関の当否の判断を第1次評価としての最終判定とするという提案でありまして,これが修正案の(4)と(5)であります。

前回は理由なしに申し上げましたので、提案をした理由を若干申し上げますが、まずどう考えてみても不服を言われた当の本人が自分で当否を判断するというのはおかしいという素朴な気持ちです。自分の評価については不服があると言われた人以外、つまり第三者が当裁判官の不服の当否を判定するのが手続にも合致しているということです。デュープロセスを重んじる裁判所がこれと違った制度を持っているというのではまずいのではないかと思います。

次に,裁判官の人事評価に対して不服制度をつくるという今回の提案を私は積極的に評価しております。評価しているからこそ,せっかくつくっておきながら,不服の判断者は一方の本人だよというのでは,いわゆる仏をつくって魂を入れないということになろうかと思います。

3番目に、実質的に見ても不服を言われた当人が正しいかどうかを判断するというのでは、不服制度の趣旨が生きないと思います。不服を言われた人は自分の方が正しいと思いがちであります。それが世の常だろうかと思います。そうでなくても制度が形だけつくってあるのだろうという印象を一般に与えるというのは、心外であり、残念

だと思いますので、これははっきりすべきだと思います。

客観的中立な第三者が判定するというのは裁判制度そのものが志向しているところであります。それなのに原案がこのような不服審査で終わる制度をつくるというのは、裁判所の制度らしくないように思います。

【遠藤委員長】今の宮本委員のご提案の第三者機関設置の件についてご審議いただ 〈前に,お手元に資料4,規則要綱案の訂正案というものが出ているかと思いますが, これは前回宮崎委員や戸松委員からもご賛同のご意見があったと思うんですが,原 案では「評価結果」と書いてあるが,これはむしる「評価の記載内容」にしたらどうかと いうご提案があって,幹事の方で検討するというお約束になっていたかと思いますの で,この点について山崎幹事の方からちょっとご説明いただけますか。

【山崎幹事】 ただいま委員長が申されましたとおり、前回当委員会で宮崎委員、あるいは戸松委員からご意見がございまして、検討しましたところ、裁判官の人事評価の性質が、長期的な視点から裁判官がいかなる適性を有するか示すための情報収集としての評価とその集積にあるということでありますと、規則要綱案の原案にありますように、「人事評価の結果」という用語を用いた場合には、ご指摘のございましたとおり、判定の部分に重点が置かれるようにとらえられる可能性があるのではないか、そういう意味で用語としては必ずしも適切とは言えないと考えられます。

それで、資料4の「裁判官の人事評価に関する規則要綱(案)〔改訂(案)〕」をごらんいただきたいと思います。

第5項の不服がある場合の手続のところでありますが、その中の「人事評価の結果」という用語を「評価書の記載内容」と改めてはどうかと考えます。また、その関係で第4項の「人事評価の結果」の開示というところにつきましても、裁判官への開示の対象を「人事評価の結果」から「人事評価を記載した書面(評価書)」に修正してはどうかと考えています。

【遠藤委員長】今の修正案はご承認いただけますでしょうか。原案にすべきであるというご意見があれば伺いたいと思いますが。

(「異議なし」との声あり。)

特にないようであればこの点はそのように形に修正させていただくという前提で、

ただいま宮本委員からご提案がございましたように,第三者機関,宮本委員のご提案による不服審査委員会,高裁に設置する3人の裁判官によって構成される不服審査委員会に対する不服申立て手続きを設けたらどうかという,こういうご提案があったりけでございますが,ご意見を承りたいと思います。

【前田委員】宮本先生のご趣旨は非常によくわかるんですが、ただ細かく伺いますと、要するに権利義務に関するようなものに関して、宮本先生がおっしゃるように第三者の判断を仰がなければいけないというようにすれば、この間、ずっと議論してきた目的、それから内容のことを考えますと、ソフトな不服申立てといいますか、その意味では私は評価権者に不服を申し立てるということの効果というのは、ちょっと考えた以上に大きいというふうに思います。

その方に本人から文句が出るかもしれないということを前提に評価することになり ますし、具体的に裁判官に対して説明できるだけの理由がなければならない、それは 私はかなり効果があって、それよりハードな高裁の3人の裁判官にやってもらっても いいのかもしれないんですが、このような制度としてそういう問題を解決するというか、 評価に誤りがあったものを審査するものとしては,宮本委員のような考え方というの はちょっと難しいのではないかと思います。評価権者に対して第三者評価が別にある ということは、萎縮効果というとちょっときついですけれども、そういう面もありますし、 それから不服申立てを逆にしやすくし過ぎるというか、第三者機関の方がしやすいと いう問題があることもあると思います。バランスを考えますと、原案はちょうどベストと までは言わないかもしれないんですが、少なくとも高裁の3人の判事に不服を直に申 し立てるというのはどうかと。本人に評価権者に対して不服を申し立てられ、調査をし て修正することもできますよと、これを設けておくというのが非常に意味があるし、決し て形だけつくって、言い訳になるものに使っているということではない。現実に動かし ていった状況を想定してみますと、評価権者としては相当気にして作成することにな り、それは大変な抑止力になる。それを考えれば、デュープロセスといっても、必ずし もその内容によっては同じ手続,不服申し立てはやらなくてもいいんじゃないかという ふうに考えて、むしろ原案の方が落ち着きがいいのではないかなという感じはいたし ます。

【戸松委員】これはもうじき国では実施される個人情報保護制度で提起した問題であります。私は自治体で個人情報保護制度にかかわってきましたので、その体験を含めて申し上げますと、この制度で不服がある場合の手続というのは、自己情報の開示請求をして、これに対する訂正請求をする場合に当たるというふうに思うわけです。通常の自己情報の開示をして訂正する場合には、事実が誤ったときにはそれを訂正することができるということにもなっている、これを不服申立ての制度でやるわけですけれども、ただこの人事評価の場合は評価書に書かれていることは、単なる事実でなくて、評価的な事実が含まれる、評価そのものなんですね。これを訂正するという請求が出ても、訂正しようがない、教育委員会と他の生徒、親との間で訂正の争いをしても、断じて譲らないわけです。

その結果、どうなるかといいますと、訂正の要求に応じたようで応じないという判断を審査会は示さなくてはいけない。それは概要案4ページの不服の申立てがなされた場合の記録というそこのところですけれども、私どももやったのですが、両当事者の言い分も添付して、それをもって訂正にかえるという苦渋に満ちた判断をとしてやってきたんですけれども、そうせざるを得ない。そういうことになりますので、結果的に宮本委員のおっしゃっていることは、この制度の中では結構反映されるところになるのではないかと思います。この高等裁判所の3人の裁判官による委員会によっても、結局そういうことしかできなくて、それほど効果が上がるわけでもないし、結局無理なことを求めることになりますので、原案のとおりでもよいのではないかという気がいたします。

【宮本委員】個人情報の場合を例に挙げられましたけれども,その場合でも今おっしゃった審査会でも第三者機関になるわけでしょう。

【戸松委員】例えば、教育委員会関係の情報ですと、教育委員会そのものに訂正の 請求を出すわけですね。その辺は今の不服申立てと同じです。要するに、不服審査 法の手続です。そこで教育委員会が判断に困ったときには、審査会に諮問を求める わけですけれども、審査会は今言ったようにどうしようもなくなるんだと、こういう評価 的な問題についてはどちらに軍配の上げようがないと、結局は記録を保管してこうい う結果にしましたということにせざるを得ないんだということです。 【鶴岡委員】私はここまで開示をしていることはすばらしい制度であると思っています。 残念ながら,市ではここまで進んでないというか,まだ出ないという考えがありまして, 相当これはすばらしい制度だと思います。

それから,今度の評価は,長期的なスパンでやっていく,裁判官を育てていくというのがこの評価制度の一番の目的であると。そうすると,一番よくわかっている所長と裁判官が話し合いをすることだというふうに私はこの申し出を考えて,そこで両者がよく話し合いをする。どうも結論が出ないときには記録に残すと書いてありますし,かえって高等裁判所に上げて,この3人の裁判官が普段見ていない裁判官と同人について所長がやった評価について判断することになるのは難しい気がしまして,原案に賛成したいと思います。

【遠藤委員長】ここで山崎幹事に私の方から1点だけお尋ねをしておきたいと思うんですが、宮本委員の素朴な考え方は、評価をした所長に対して不服の申し立てをし、その当の所長が再検討をして修正するかどうかということを決めると、これはいかに何でも納得が得られないのではないか、透明性、公正性に欠けるのではないかという、おそら〈そういう発想ではないだろうかと思うんですよ。

そこで、ちょっと1点伺いたいんですが、高裁長官の関与といいますか、評価段階では高裁長官がこの調整に当たるということが明確に書いてあるんですが、不服申立てがあった場合には、高裁長官は関与しないのですか。

【山崎幹事】お尋ねの点ですが、一定の関与があると考えております。評価をする場合には、地家裁、簡裁の裁判官につきましては、高裁長官がいわば第2次評価権者のような形で補充、調整を行うシステムにしております。そういうプロセスを経た後のものが開示の対象になり、かつ不服の対象になるという構造をとっております。したがいまして、不服が述べられた場合には、窓口としては評価権者に対して申し出ていただくわけですが、評価権者である所長がまず必要な調査を尽くして、当初の評価の結果を修正すべきか、すべきでないかという判断をいたしまして、その判断が終わった後に評価の場合と同じように高裁長官の方に上げまして、高裁長官は高裁長官の立場でもう一度不服について考えてみると、そういうプロセスを予定しております。そのプロセスが終わった後に、評価権者からその結果を裁判官本人に通知するという、そ

ういうことを念頭に置いております。

【長谷川(裕)委員】不服申立ては今回の成果だと思うんですが、少し私が奇異だと感じるのは、評価した評価権者に評価された裁判官が対で不服申立てするというのはなじまない。だからといって宮本委員が提起してきた高等裁判所設置の委員会にというのも、これも少しなじまない。裁判所でした評価に対して、評価が間違っている、少しおかしいんじゃないかという申し立ては、第三者を通した手続というのが私どもは普通。直接評価権者に裁判官がすぐ不服申立てをしてコミュニケーションを図るというのは、私は納得できません。だれか第三者を介して、それでその記録、いつ不服申立てがされて、いつコミュニケーションを評価権者と行ったのかとか、どういうふうに修正したのかというものが、また第三者のところから本人のところに戻すことだと納得できるんですが、何か相対だというのが私は少し不思議な気がします。

[細川委員] ここはいろいろ感覚があると思うんです。「司法制度改革」という本で、司法制度改革審議会の会長の佐藤先生と会長代理の竹下先生、井上委員が審議会の内容について対談しているのですけれども、そこでは、裁判官の人事評価の不服申立てについてのシステムについて、「評価対象である本人の請求によって本人に開示すべきだということが次の重要な点です。本人に対して、あなたについてこういう評価ですと言って開示しなければならない。それを見て、本人がこれはおかしいのではないかと思った場合には、申し出て説明をしてもらうことができるなどの適切な手続を設ける。フォーマルな不服申立て手続ではないけれども、木で鼻を〈〈ったような対応ではな〈,不服の理由を聞き、それに対して丁寧に説明するなどの場を設けるべきであるという趣旨です」と、こうなっているんですね。このとおりしようと思えば、評価権者がやらざるを得ないと思うんです。ですから、基本的には僕はこの幹事の案で司法制度改革審議会のご意向に合っていると思うんです。

前回も申し上げましたけれども,私どもの裁判所では全裁判官の間で,この問題について意見交換会をいたしました。「裁判官の人事評価の在り方に関する研究会」の報告書をみんなで読んだ上で,議論しましたが,この不服申立てのところは皆さんどういう意見があったかと紹介しますと,1人の方がはっきりと第三者機関に判断させるべきだと言われました。理由としては宮本委員が言われたようなことでした。ただ,

第三者機関というものは新しく設けるのは大変だから,最高裁の指名諮問委員会に 判断してもらったらどうだという,そういう意見だったんですが,最終的にはほとんど賛成はありませんでした。

再任という重要な判断は指名諮問委員会という第三者機関でということにしたわけですから、毎年どこまでやるかという問題なんですけれども、これはより機能すべき制度を考えるべきだろうということになったわけですね。これから先は私個人の考えですけれども、機能的なことを考えると、本人に説明するのは評価書を書いた人でないとできない。不服があるとしたら、その内容は、評価書には平均的な裁判官とあるけれども、私は優秀な裁判官であると思うというようなものではなくて、事件がたまっていると書いてあるけれども、本当はこういう事情があるんですとか、特別な事実があるんですとか、そういう事実誤認ではないかというお話だと思うんですね。そうすると、地家裁の段階でまず最初に調べることが一番必要ですし、内容がもし違ったら訂正すればいいということになります。

余り当事者の間が近過ぎるから、ちょっと問題ではないかということについては、その感覚は第一印象として非常によくわかるんですが、この問題は高裁長官が再度審査するということで、少し緩和されるであろうということ、それから何といっても、実際の制度を動かすためには前提の背景を知っている人でなければそれはできないわけで、全〈知らない人が改めて裁判みたいにやっても機能するとも思えないし、それをする必要も全〈ない、そんなことを考えました。

【土方委員】私も最初の評価の不服申立先は評価者がいいだろうと。どうしてこういうふうに書いたのか,事実は何を選んだのかということを問いつめる,そのためには評価した本人が一番分かりやすいですし,私たちの会社でもそういう評価制度がある。ただ,そこで説明を聞いても納得できないとなったとき,評価者にというのではなくて,そのときはさらに上の評価者のところに不服申立てをするという制度が審査機関ですが,先ほどご説明では,不服申立てに対する対応の答えを評価者の方と一緒に相談して出されるということになると,二次評価者の方に不服申立てしても何かちょっともう既に一緒になってつくられた結論について不服を申し立てするということですから,そういう意味で言えば,例えば最高裁に申し立てるとか,最終的なところが不服申立

てに回答する。そういうところに申し立てる。その一次の段階が評価者であるのは, 私などから考えると当然だなと思うんですね,スムーズに。そこで納得してしまわれる ことも多いと思うんです。実際上はほとんど評価者が説明して,なるほどそうだったの かというケースが多いと思いますので,一次評価者はそれでいいと思いますが,それ に以外に何もないというのは制度的にどうかなと,つまりもう一段上の不服申立て制 度があればいいと私としては考えます。

【山崎幹事】 先ほどの説明が少し舌足らずで申しわけありませんが , 私は , 所長が第一次的に修正をすべきかどうか判断する段階で高裁長官と協議して結論を出すという趣旨で申し上げたわけではございませんで , 所長は所長の立場で判断する。 ただ , 最終的な通知をする前に , この判断結果も含めて高裁長官のところに持っていきまして , 高裁長官は高裁長官の独自の立場でもう一度それについて考えてみて , それを修正すべきだということになれば , そういう結論になりますし , それでも修正すべきでないということであれば , その結果を評価権者からまとめてといいますか , そのとおりに通知する , そういう構造になるということを申し上げたわけです。 ですから , 実質的に 2 段階になっているというふうに理解をしていただければいいんじゃないかと思います。

【長谷川(眞)委員】私もこちらの長谷川裕子委員と同じで、全部当事者だけで評価制度ができているというのは、普通の感覚として納得はしません。それで、それがうまく働いている間はそれでいってよろしいんですけれども、最悪の事態になったときにはどうなるのかというのは重要で大事だと思いますので、高裁の3人の委員会で一番いいかどうかという部分も何らかの直接関係しない人が入るというところを残して、それを明記しておくということは重要だと思います。

【古田委員】この前も評価の法的性質を若干お伺いしたんですが、そのときのご説明によりますと、もちろんいわゆるエバリュエーションが入っても、基本的には最高裁の裁判官会議に対するデータの提供というのが本質だというお話があったわけです。そういたしますと、この不服申立てというものは、基本的にはデータのいわば修正申立てというようなもののように理解される。そういうふうに理解してよろしいかどうかということが1点です。

それから、もう一つはこの不服申立て及びそれに対する対応、これは人事記録と 一体となるというふうに書いてあるんですが、その趣旨は要するにそういう不服申立 てがあって、その不服申立ての理由、これは書面で出されていることも多いんでしょう けれども、そういうものとそれに対する評価権者と呼ばれる人の対応、その理由、そ の両方とも最終的には本来的な意味での評価権者である最高裁の裁判官会議にい くというふうに考えてよろしいのかということです。

【山崎幹事】2点とも言われたとおりではないかと思います。評価の性質について,ここでも何度か議論していただきましたけれども,我々といたしましては,情報を集積していく,そういう性質のものだと思っておりまして,各年度ごとにランクを決めたり,点数をつけたりする性質のものではないという具合に思っております。そういうことでありますので,評価権者に対する不服についてすべて修正するかしないかという結論を出し,修正しない場合でも後のお話にありましたように,それを記録化するということに非常に重要な意味があると思います。その記録化すべき中身は,本人からの申出とその理由,それに対して評価権者がどのように判断したかということとその判断の理由といったもので,そういうものが一体として,最高裁判所の裁判官会議が最終的に評価してこれを使うと,こういう構造であると思います。

【宮崎委員】ちょっと幾つか手短に申し上げたいと思いますが、一つは技術的なことですけれども、宮本委員のご提案の中で第三者委員会の権限の一番強い部分は自分で修正してしまうということだと思います。なかなかそこは各委員がおっしゃるように、それは高裁に置かれます審査委員会の能力を超えることが多いだろうということもありますし、通常、例えば申立人が言うとおりである部分があるので、もう一遍考えろと、直せという命令というか、そういうことが普通だと思いますので、やるとしてもそこまでじゃないかなと思います。それでもそういう制度が必要かということにつきましての意見は大勢に従おうと思います。

確かに不服という言葉が、本来の行政処分に対する不服という意味でのことより は緩い意味で使われていると思いますので、他の言葉を探してもいいんですけれども、 これでも通常としての言葉の許容範囲内にも入っていると思いますので、余り陳腐な 言葉を探すよりはいいなというのでいいんじゃないかと思います。

それで、そうしますと、行政不服審査の一般的な制度の中で、審査請求もありますけれども、異議申立てということで、原職所長に対してもう一遍考え直す機会を設ける制度も立派なことですので、しつこい話ですけれども、そういうことではないかと。

更に1点申し上げたかったのは,山崎幹事のおっしゃるような方法が現実のものであれば,それを書いたらどうかと思います。この要綱案の5の(2)の四角の中で,評価権者は申し出に理由があるときには修正しろと,申し出に理由がないときには理由がないということを付すと書いてありますが,この後ろぐらいに,いわゆる不服を処理する主体は評価権者なんだけれども,その過程において,それについては高裁の長官が調整,補充を行うものとするということが2の(2)のところの本文にありますので,そっちの平仄をとる意味でも,調整,補充権者の意向というんですか,言葉はあれですが,意見とか,調整するとか,協議をするものとか,協議をした上で評価権者としての判断を〈だすべきものとするということを書いた方が,ちゃんと二次評価権者のところまで再考の機会みたいなものがちゃんと保障されるんだということがわかっていいのではないかと思います。

【山崎幹事】私が申し上げたシステムは通達で明定し、かつそれをオープンにすることを考えております。そういう意味で、システム自体は分かっていただけるかと思います。 当該裁判官との関係でも、要綱案のような形で規則化しておけば、あと実質的な中身は今申し上げましたとおり通達で書いておけば足りると考えたところです。

【遠藤委員長】資料3の概要案では,私もちょっとその点は不明確かなという感じがしておったんですが,高裁長官の関与ということが規則案自体はともかくとして,通達事項の中に明確に付記して,疑義のないようにしておいてもいいと,こういうご意見ですね。

【山崎幹事】 そう考えていたのですが,概要に書き込んだ方がいいというご指示であれば,それはまた検討します。

【宮本委員】今,委員長がおっしゃったことと宮崎委員がおっしゃったことを私も発言しようかと思ったんですが,提出されている案では,手続の中に長官が全〈登場してきません。にわかに「長官がいるんですよ」と言われても,「そうですか」ということにはな

らないですよね。調整機能の中には不服に対して対処できるという権限は入らないでしょう。ですから所長が裁判官と評価上の見解が違う場合に長官が関与するというのであれば、これは通達でなくて規則事項だと思います。その前に、そのように議論が発展するのか、発展するとすれば私は長官がそのような機能を持つかどうかについては意見がありますので、それはそのときに申し上げたいです。

【遠藤委員長】どうでしょうか,今,宮崎委員がご提案,平仄の問題としては,確かに第2項,評価権者の(2)の中に評価段階における高裁長官の関与ということが明確に規定されているわけですね。それとパラレルに考えるとすれば,規則案の中に不服申立てがあった場合の高裁長官の関与ということを書いてもいいような気はしますが,その点は規則案まで高めて盛り込むか,通達事項にとどめるか,一度幹事の方で検討してもらえませんか,どうでしょう。

【山崎幹事】どういう形がいいのか検討させていただきたいと思います。

【遠藤委員長】今まで議論されたところに従って,少なくとも通達事項の中には盛り込むということのほか,更にそれを規則案に盛り込むことができるかどうか,ひとつ検討してみてください。

そこで、実は法曹制度検討会における問題提起、平山委員からの2点の問題提起をいただきまして、その点についてもご議論をいただかなければならない問題が残っていますので、これまでの議論につき取りまとめさせていただきたいと思います。先ほど来ご議論を伺っておりますと、土方委員と長谷川両委員、これは素朴に考えてみて評価権者である所長が不服申立てに対して、自ら処理するというのはちょっと釈然としない。宮本委員ご提案のような高裁における3人の裁判官による審査委員会のような形でいいかどうかについては意見を留保されたわけですが、お三方からそのようなご趣旨のご発言がありましたが、そのほかの方々は高裁長官の関与を前提として原案を支持してよろしいというご意見が大勢を占めているように理解したんですが、そのような取りまとめでよろしゅうございますか。

【鶴岡委員】もし制度的に可能なら、幹事で検討していただきたいんですけれども、調整をやるときには高裁の長官も一緒になってやって、不服申立てが出たときに高裁長官と協議をして所長が意見を出すのではなくて、まさに所長と裁判官がやりとりをして、

これはまだ所長が分かるからやって、それで不服なら、次に高裁長官が出る制度を つくったら、この要綱で言っている評価権者の2の(2)と矛盾しちゃうなら、私は何もこ だわりませんけれども、何かそこでもう一つあるんだよということが制度的に可能なら、 それが意味があるなら、次回までに幹事で検討していただければ。私はそれ以上分 かりませんので、

【遠藤委員長】それでは、鶴岡委員ご発言のようなところも含めて少し幹事で検討して みて〈ださい。

それはそれとして、当委員会の取りまとめとしては、第三者機関の問題ですが、別途評価委員会のようなものは設けないということで取りまとめをさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

## (「異議なし」との声あり。)

それでは、最後にとなりますが、先ほど金井幹事からご説明がございましたように、 法曹制度検討会におきまして2つの問題提起がされましたので、その点についても当 委員会としてご議論をいただきたいというご発言があったわけですが、その点につい て金井幹事からご説明ください。

【金井幹事】 法曹制度検討会の議論状況について,冒頭に説明したところですが,その検討会におきまして,まず平山委員から,評価権者の論点に対しまして,大き〈分けて2点の問題提起がございました。いずれの論点につきましても,今日こちらの当委員会で検討していただ〈という形になっております。

平山委員の問題提起ですけれども、検討会関係資料をごらんいただきたいと思います。これは検討会当日平山委員から提出された資料でございまして、第1の問題提起はこの資料1というところに書いてあるわけでございます。高裁長官を人事評価の対象とする。高裁長官と地家裁所長の評価権者としまして、各裁判所の裁判官会議が委任する委員会でもって高裁長官、地家裁所長の評価を行うことということを規則の要綱案に明記すべきであるというご提案でございます。

それから,第2の問題提起ですが,この資料の2というところに書いてございますが,最高裁が下級裁裁判官の人事を最高裁の裁判官会議ですることを規則要綱案に明記したらどうかと,こういうご提案でございまして,またこの関係で最高裁の裁判

官会議が最終的な評価権限を持つことを明記してはっきりさせるべきだというご意見 も承りました。先般の検討会での平山委員からのご意見をもとに当委員会でご協議し ていただければということでございます。

【遠藤委員長】平山委員の問題提起が2点に分かれているというお話でございますが、その第1点目、つまり高裁長官とか地家裁の所長の評価はどうなるのかと、また評価権者がどうなるのかと、こういう問題提起でございますが、協議に先立ちまして若干ご説明いただけますか。

【山崎幹事】前回,確か宮廻委員からご質問があって,お答えしたように思います。地家裁所長は規則要綱案第1項の判事という中に入っておるという理解でございまして,人事評価の対象となるというふうに考えております。ただその評価権者をどうするかという問題ですが,これは主として司法行政事務に携わっておるという地家裁所長の職務の特性がございますので,その点を考えますと,高裁長官とするのが一番合理的だろうと思います。といいますのは,高裁長官は管内の地家裁所長を大体見渡せる立場にありまして,かつ,もっぱらご自身も司法行政事務に携わっておると,そういうところからいたしますと高裁長官が一番いいと思っております。

地家裁所長につきましても,基本的にはこの規則要綱案でカバーするということでございますけれども,今申し上げましたように職務ですとか地位の特性がございますので,特殊な取扱いが必要だと思います。例えば,評価項目につきましては,裁判の事件処理のことを対象にするのはどうであろうか,むしろ,主として司法行政事務に携わっているという特性にかんがみて,組織運営能力ですとか,あるいはもう少し基盤としての一般的資質,能力といったものを中心に評価することになるんだろうかと思っております。

規則要綱案は制度の骨格を定めていただくという趣旨で細かく書き込んではおりませんけれども、第6項で必要な定めをすることができるということになっているので、評価権者が高裁長官であることをこの規定を利用して別途定めることを考えてはどうかと思っております。そのほかにも、裁判事務以外の事務に従事している裁判官が現実におるわけで、そういうものも含めてこの第6項で特別な定めをしてはどうかと考えています。

それから、もう一つ高裁長官ですが、これは規則要綱案においてはカバーしておりません。これは職務内容から見まして、他の下級裁裁判官の人事評価と同一の観点に立った人事評価を行う必要性が低いのではないかということで除外しております。確かに、高裁長官につきましても補職ということで、どこの高裁の長官になっていただくかということがありますし、非常に少ないわけですけれども、異動ということもないわけではない。そういう意味では、高裁長官についても人事というものがあるわけでありまして、人事を行うからには何らかの意味で人事評価というものがあるという言い方もできるわけですけれども、そもそも高裁長官というのは裁判官としてかなり長いキャリア、40年近いキャリアを持った方々がほとんどであって、人物なり能力なりというのはよく知られている。それと、全国に8人しかおられないわけですから、最高裁の裁判官会議自身でそのあたりのことがよく分かっていますので、一般の判事などと同様にこの人事評価制度に組み込む必要はないという考え方でございます。

【遠藤委員長】今,山崎幹事から第6項,評価の方法,この規則に定めるもののほか, 人事評価の実施に関し必要な事項は,最高裁判所が定めるものとすると,こうあるんですが,これは当委員会としてはこれでよろしいかどうか確定をしておりませんでしたので,念のためここでこれはこのとおりでよろしゅうございましょうね。

第6項,こういう規定を設けること,ご異議はないと思いますが,この点は念のため 第6項を原案どおりこういったものとして確定させていただきたいと思います。 (「異議なし」との声あり。)

山崎幹事のご説明によりますと、所長といえどもこれは判事でございますので、前回の委員会でもご説明ありましたように、これは当然評価の対象者となるが、自分で自分を評価するのはおかしなことなので、高裁長官を評価権者とすることが合理的であるので、そのようにしたい。なお、所長のほか司法研修所の裁判教官や最高裁判所における調査官などのように、裁判実務に直接携わっていない裁判官がいるので、それらの人たちについてもすべてその他条項で通達で明記しておきたい。また、それと同じように、所長については、高裁長官をもって評価権者とするということを第6項を運用して通達で定めたいと、こういうご趣旨ですね。

高裁長官は全国にたった8人,まさに職務の特殊性から見て,最高裁判所の裁判

官会議で十分手の届〈範囲内で具体的に評価した上選任することができるので,これを評価対象にすることはやや違和感があるから,これは外すことにしたい,こういうご説明であったようです。そこで高裁長官の問題はひとまず置きまして,地家裁所長の評価権者をどのようにすべきかについてご意見があれば承りたいと思います。 【宮本委員】私は結論として,高裁長官を所長に対する評価権者とするのは相当でないと思います。

理由は3つあります。1つは長官と所長が司法行政事務について密接な関係にあるのは、これは事実ですけれども、ただ裁判所が違います。一般的には場所も離れて、例えば長官がいるのは東京で所長がいるのは長野というような具合です。ですから、所長の日常の行動を長官が見聞きしているわけではありません。これが1つです。それから、2番目に司法行政を通じてよく分かると言いますけれども、山崎幹事のおっしゃるように、所長も裁判事務をやることができるし、もちろんやっている人もあります。それから、判事、判事補も司法行政の主体であって、直接これに携わる場合もあります。ですから司法行政に携わるかどうかで所長だけを別にするという理由に乏しいと思います。

3番目に、長官は調整、補充権能を持っていると原案に出てますけれども、それは評価権ではありません。したがって、補充、調整権能が規則に書かれるということで、 長官の所長に対する評価権がカバーし切れるものではない。もし所長に対する評価権者を明記しようとすれば、それは規則に掲げなければならないと思います。

私の意見をついでに申し上げますけれども,前回宮廻委員からもご意見がありましたし,私も述べました。所長のみが自己評価であるというのは均衡を失すると思います。そうすると,だれが評価するにしても評価をしないというわけにはいかない。評価をするということになれば,結局はその裁判所の中で裁判官会議,あるいはそこでつくられるコミッティーがここに当たるというほかないと思います。この点は前回述べたことです。

【遠藤委員長】ほかの方々はいかがでございましょうか。

【前田委員】お伺いしないと分からないんですけれども,高裁長官と各所長との接点といいますか,これはもちろん離れたところにいるというのはおっしゃるとおりだと思うん

ですが、かなりの頻度で会議とかで会うのではないかというふうに私は思っているんですが、その点はいかがなんでしょうか。

【山崎幹事】裁判官の委員からお答えいただいた方がいいのかもしれませんが、私の理解では、直接接触する機会ももちろん高裁に所長が集まっているいろ協議するという場がありますけれども、司法行政事務は、常に高裁と連携を取りながらやっているわけでして、そういう中で高裁長官は、所長の司法行政事務担当者としての能力が手に取るように分かるんではないかと思います。ほぼ日常的にいるいろな行政事務について相互に連絡をしたり、協議をしたりということをやっておるわけで、こうしたことを通じて人物なり能力は非常によく分かるものであろうと理解しております。

【前田委員】そうだとしますと、もちろん各裁判官、部総括なりの先生たちが所長と接するといいますか、それもあるとは思いますけれども、ここで言う所長の評価の目的、それは先ほど山崎幹事がご説明になったような方が筋としては分かりやすいと思いますし、合理性がある。何のために評価し、どういうデータを集積するかということで、下からの目というのは民主的といいますか、批判の目というのもある意味で重要かもしれませんけれども、この局面ではそれよりは司法行政としての適格性、そして全体を見渡せるかどうか、それを下から見るよりは私は長官の目で見ていただく方がかなり合理性があるのではないかと。先ほどの山崎幹事のご説明で進めていただいた方がいいかと思います。

【宮本委員】 先ほどの発言の補足ですが,私は裁判官の人事評価は,地裁,家裁,それから簡易裁判所,そこに勤務する人について,そこに勤務する者が評価をする。だから,高裁の場合は高裁に勤務をする者が高裁勤務者の評価をするということで,そこで足りないところがあったら,そこで補充,調整権能が働く,そういう構造だと思うのですね。

そこで、現実的な必要性とか、あるいは現実的な接触の多さということで、この間の段階を無視するにはよほどの理由がなければいけないと思います。長官が所長をよく見ているから、所長と日常接触があるからということを言うならば、事務総局に勤務しておられる裁判官の方々、事務総長は別として、それぞれ地裁、高裁に所属しておられますけれども、実際に地裁、高裁では勤務しておられませんから、所長、長官

が見るよりも最高裁で評価をする方がよく分かる,近いということになる。ですから, 私はそれぞれの裁判所において評価をする,その中でだれが一番評価権者として適 当かということを考えるのが一番いいと思います。

【山崎幹事】 先ほどの私の説明がご理解いただけなかったのかもしれませんが,地家裁所長について特別の定めをするのと同じように,裁判事務以外の事務に従事している裁判官,委員長がおっしゃられた司法研修所教官,最高裁調査官というのもありますし,今,宮本委員がおっしゃられた事務総局に勤務する裁判官というのもその中に入るだろうと思いますが,それらにつきましては,その執務振りについて的確な評価ができるものが評価権者として評価するのが一番いいだろうと思いますので,やはり特別の定めをするということを考えているわけです。

【竹崎委員】評価をだれが行うかというのは、最高裁判所が持っている人事権を行使するに当たって、情報をどこから的確にとれるかという観点から、事務を分掌してもらうわけですから、所長を見るときにだれが一番情報をとりやすいかというのが一番重要なところで、当該組織で完結しなければならないというアプリオリな命題があるわけではありません。現に、高裁支部について言えば、場所が離れていても、高等裁判所長官が情報を集めて評価をせざるを得ない。宮本委員がおっしゃったのは、情報の集め方の問題であるという気がするわけです。所長については、高裁長官が評価権者になるのは当然である、最高裁判所が事務を分掌してもらう上での一番合理的なシステムであるというふうに考えられ、要はその情報をどうやって集めるかという問題であると思います。

それから,高裁の立場でいうと,管内所長の実態というものは,よく分かると思います。そういう意味では,事務を委任するとすればここに分掌してもらうしかないだろうと思います。

【宮本委員】所長に対する評価を長官が行うのが最適であるということになったわけですけれども、「その他」のところに何か書〈ということでは、私は恐ら〈不十分だと思います。 判事 , 判事補に対する評価権者を所長とするということに対する例外を設けるかどうか , これはまさに規則事項になるのではないでしょうか。

【山崎幹事】法制的な検討が必要だろうと思いますが,我々としては通達の形で定め

ても一応法制的に問題はないと理解しております。

【遠藤委員長】資料3の概要案その他のところには通達事項に盛り込む事柄がご〈抽象的にしか書いてございませんが、「各種書面の書式、記載要領、提出方法をはじめ、実施に関し必要な事項は、別途定める。」とあります。ここのところに通達事項で定める事項として、例えば所長は高裁長官とか、それから先ほど私が申し上げた司法研修所教官とか調査官とか事務総局とか、裁判実務に携わっていない者についてはどういうものかとか、これは明確に盛り込む予定なんですね。

【山崎幹事】 通達で定めることを考えておりますが、必要でございましたら概要のところにしかるべき内容を書き込むということも考えられます。

【宮崎委員】前からその点がつまり評価権者としては地裁の所長というふうに端的に書いていて、いろいろな特殊な事情でもってそのとおりいかないものは6項だという点で分かりにくさがつきまとっているんですよね。いずれにしる書き方の問題だから黙っていたんですけれども、それは宮本委員がおっしゃったところが正論なので、ただー々それを書きますかというとまたそれは別ですので、技術的な話ですけれども、評価権者のところの(1)、(2)の後に(3)をつけまして、「特殊な理由がある場合において、最高裁が別に定めることを妨げるものではない」と書いたり、あるいは1項、2項の中に「別に定めるものを除き」と書いたりすることの工夫はあり得ると思うんです。

そういう技術的なことですから、そのことはこの委員会で詰めた方がいいでしょうが、 今決まらなければそういうことに努力するというふうにおっしゃっていただいてもいい んじゃないかと思うんですね。余り通達で書くとかという部分をおっしゃらずに、どうせ これをもとにしてもう一遍時間をある程度かけて規則をおつくりになるんですから、そ のときにそれは評価権者の2のところに例外があるんだということをせめて明記する ことが望ましいと私は思います。

【山崎幹事】特別の例外的な形なものですから,正面から規則で細かく書き込むよりは通達レベルで手当てすれば足りるのではないかと思ったわけでございますが,宮崎委員は専門家であられますので,法制的な面で規則に例外を設ける根拠規定があったほうが明確であるとのアドバイスがいただけるなら,そういうことも検討したいと思います。

【遠藤委員長】それでは、ここのところはこういう取りまとめ方をさせていただければありがたいと思うんですが、今、宮崎委員のご指摘がございましたとおり、ここについては高裁長官が評価権者になるということ、これを規則案の中に盛り込むことができるか、あるいは6項の下の方の通達事項にとどめるかどうか、少しさっきの問題と同じように幹事で次回期日までに検討していただくことということを前提といたしまして、所長については評価権者は高裁長官にするということで当委員会としての結論を得たいと思うんですが、そういう形でよろしゅうございましょうか。

## (「異議なし」との声あり。)

それで、もう一つは高裁長官、これをどうするかという先ほどの山崎幹事のご説明によりますと、高裁長官は全国にたった8人きり、職務の特殊性、それから最高裁判所裁判官会議で運用をするときに十分目が行き届いているわけですね。そういう側面から見て、これは外してもいいのではないかというご意見であったわけですが、これについてはいかがでございましょうか。

【宮本委員】私だけが異を立てるようで大変心苦しいんですけれども,先ほど金井幹事から紹介がありましたが,法曹制度検討会でも相当議論があったということで,先ほど紹介があった平山委員の発言のほかに,私が聞いてますところでは,例えば奥野委員から人事の公正が目的であるならば,長官を評価しないというのはおかしいというような発言があったと聞いてます。それから,中川委員からは長官は企業の役員と違って市場の評価も働かないんだから,評価を不要とするのは無理だというような発言があったということも聞いています。ですから,高裁長官だからというだけで評価不要とするのは,なかなか一般の納得が得にくいと私は思います。

山崎幹事からは、高裁長官は長官の任命手続で審査があったからというような発言がございましたけれども、それとこれとは別だと思うのですね。人事評価は、年に一度行うということになっていますけれども、高裁長官は2年以上にわたってその職にある人もありますし、いったん任命されたからには、後は評価なしでいいというわけにもいくまいと思います。

現に山崎幹事も言われましたが、長官がさらに他の高裁の長官に任命されること もあります、あるいはそうでない方もある。その場合の選択はどこかでの評価にもと づく必要があると思います。そこは最高裁で評価しているからいいのかということになるかもしれないが、それならばそのような規定を設けるべきだと思います。難しいのは、その場合に、例えば高裁長官は最高裁で評価をするものだということを定めた場合に、法曹制度検討会で出たという高裁長官、所長と最高裁との評価をめぐる権限関係になかなか微妙な問題を持ち込むというところだと思います。高裁長官については、最高裁で評価するんだということになりますと、最高裁の評価権については大変クリアになってくると思いますが、高裁長官の評価手法をどうするかをめぐって、そのクリアなところに若干疑問が出てくるという問題があります。

【細川委員】何のために高裁長官の評価をするのか、ちょっと理解できないんですが、高裁長官になるときに判事からなった人はそもそも下級裁の裁判官の指名諮問委員会の諮問もいらないんですね。評価してそもそも、能力の主体的な向上ということにもなかなかつながらないと思いますし、公正な人事の基礎に必要という感じもしないですね。高裁長官は結局みんな給料が同じですから、かわるのは東京高裁長官になるときだけなのです。だれを東京高裁長官にしてだれを札幌高裁長官にするというのは、これはいろいろな意味で政治的な判断です。あの人は人事評価がいいからここの長官にする、そういうことはないはずなので、認証官を他と同じように評価して何の意味があるのでしょうかというのが私の感想でございます。

[山崎幹事] ちょっと誤解があるといけませんので、申し上げたいんですが、高裁長官にも人事がございます。それから業務を適切に行っていただけなければ何らかの人事上の措置を考えるということも、実際問題としてはまずありませんが、そういうものも理論的にはあり得るわけで、そういう人事がある以上、何らかの意味で人事評価に基づいてそういうことが行われるというのも当然だろうと思います。ただその場合に、これから作ろうという人事評価のシステムに入れ込んで、同じような形でやらなければいけないかというと、それはまた別の問題であろうと思います。そういうことでは、高裁長官の地位なり、その特性に則した形で人事評価が行われればいいわけでして、それは最高裁判所の裁判官会議で人事を決定する際に直接行うことが可能であると、そして、その人事の決定の是非というのは、まさに細川委員がおっしゃられた最高裁判所のいわば政治的な責任になると、そういう趣旨を先ほども申し上げたんですが。

【遠藤委員長】この問題についてここらで取りまとめをさせていただきたいと思います。 【古田委員】実は法律的に考えてみますと,高裁長官の評価は本来の評価権者である裁判官会議が当然やるんじゃないですか。

(遠藤委員長)まさにそのとおりです。

【古田委員】そのために、だれかデータを集めてといっても、これはなかなか難しい話です。確かにおっしゃるとおり規則だけ見るとどこにいったんだろうという感じがするんですが、法律的には元に戻っているだけで最高裁の裁判官会議がすべてだということじゃないのかなという気がするんですけれども、いかがでしょうか。

【宮本委員】私は山崎幹事のご説明はある程度納得するんです。長官については、 最高裁の裁判官会議でやるんだということであれば、それはそのように制度をつくる べきだ。でないと、私は細川委員の意見には全く反対ですが、高裁長官は評価しなく ていいんだという、そういう細川委員のような見解が出てくる可能性がある。評価をす るということは、はっきりさせておくべきではないか。

【竹崎委員】 人事権を持っているわけですから,ある範囲で人事権の行使の前提としての評価というのは当然あるところで,それをまた新しく定めなければできないというものではないと思います。仮にこの規則の中に入れ込むとしても,他の規則の諸原則の適用がない,例えば評価の視点も違う,あるいは不服申立て制度も違う,第一次評価権者,第二次評価権者も全部違う,全部違うものをなぜこの中に折り込まなければならないのかということになるでしょう。この規則の中に入れ込めば,規則全体の整合性が全くおかしなものになるということなので,あえてそういうことを定める必要がないと思います。

【宮本委員】今の意見は高裁長官も評価されるのだということが前提でしょう。 【竹崎委員】 当然そうです。

【遠藤委員長】最高裁判所裁判官会議が直接,全国にたった8人しかいない高裁長官ですから,これは私も経験があるわけですけれども,これはみずから直接もろもろの資料を提供していただいて,議論をして,直接決められる対象者なので,改めて評価権者を別途設けて,そこに評価させるまでもないだろうという,そういう前提だろうと思うんですね。だから,ここで私が改めて伺いたいのは,規則に盛り込むかどうかと

いうこと以前の問題として,これは規則に盛り込まないとすれば高裁長官は評価対象者にならないわけですから,そういう形で原案は作られているというふうに私は理解しているわけですから,これはそれでいいわけですね。

【山崎幹事】この新しい人事評価システムの対象からは外すと。

【遠藤委員長】もちろんそういう意味です。誤解があってはいけません。評価は一切する必要がないという乱暴な議論をしているわけでは決してございません。この今回の人事評価システムの中身の問題として申し上げているわけで,当然の前提でございますが,そういう形で原案はできているわけですが,それはいけないと,盛り込むべきであるというご意見をお持ちの方がいればご発言をいただきたいと思いますが,いかがでございましょうか。

どうやら数の上では圧倒的な多数と言っていいかと思うんですが、高裁長官は今回のシステムのもとにおける評価対象者からは外すということでもって当委員会での結論にさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり。)

【堀野委員】ただし、評価はされるんだということは、法曹制度検討会できちんと説明 すると。

【遠藤委員長】それは一般的な評価がされなければならないことは言うまでもありません。それを踏まえて、最高裁の方で直接人事権を行使しているわけですから、改めてこのシステムを利用して、そこで評価をしていただくことは必要ないと、こういうことでございます。

それでは、次に先ほど金井幹事からご説明がございました平山委員の問題提起の第2点、これはつまり最高裁判所が下級裁の裁判官の人事を最高裁の裁判官会議により決するなどということを規則要綱案に明記すべきではないかと、こういう問題提起なわけですが、この点について山崎幹事の方からご説明していただいた上でご議論いただきたいと思います。

【山崎幹事】平山委員の問題提起の中で,最終的な評価権が最高裁の裁判官会議にあることとの関係で,評価権者がした評価の報告,保管がどのようにされるのか,この取り扱いを明確にすべきであるという点がございます。この点につきましては,既

に当委員会でご説明しているところでありますけれども,高裁長官から提出されました評価書を最高裁判所の庶務を担当いたします最高裁判所の事務総局において保管しまして,これを最高裁判所裁判官会議における人事決定のための資料として用いるということになるわけでございます。そして,評価書は,人事に関する記録として厳格に管理する必要がありますので,その保管方法等につきましては,先ほど来出ております第6項によりまして別途定める予定でございます。

そこで、平山委員のご意見でございますけれども、最高裁判所が下級裁判所の裁判官の人事を最高裁判所裁判官会議により議決することなどを規則要綱案に明記すべきであるという点でございます。人事評価が用いられる裁判官の人事の場面としては、前回もご説明しましたが、判事への任命に際しての指名、勤務裁判所の決定、昇給、こうしたものがあるわけですが、いずれも法令で最高裁の権限であることが明らかにされているわけでございます。

例えば、判事への任命につきましては憲法80条、裁判法40条に規定がありますし、勤務裁判所の決定につきましては、裁判所法47条に規定がございます。昇給につきましても、裁判所法51条、裁判官の報酬等に関する法律3条に規定がございます。したがいまして、平山委員が提案されているように、下級裁判所の裁判官の人事を最高裁判所の裁判官会議で議決することを明記しなくとも、既にそのことは法令上明確であるということが言えますし、にもかかわらず最高裁規則で規定したような場合には、かえって先ほど申し上げました法令との関係がどうなるのかというような問題も惹起しかねないということがございますので、結論として平山委員のご提案のような規定を追加する必要はないのではないかと思います。

最終的な評価につきましては、最高裁の裁判官会議によりなされるという点につきましても、人事評価が裁判官の人事権の一部をなすということで、最高裁に帰属することは当然の前提ということでございますので、この点につきましてもあえて規定を追加する必要はないというように考えております。

【遠藤委員長】問題はさらに2つに分かれるようですが、1つは評価書の取り扱いの問題、これは今、山崎幹事のご説明によりますと、最高裁判所裁判官会議における人事決定のための資料として利用すると、こういうことを明確におっしゃったわけですが、

これ自体は恐らくご異論ないと思いますが,よろしゅうございますね。 (「異議なし」との声あり。)

次なる問題は規則でこの人事権について,最高裁判所裁判官会議にあるんだということを規則で改めて明確に規定すべきではないかと,これが山崎幹事から詳細なご説明があって,法律上それは当然の前提であると,改めて規則に盛り込むまでのことはないというご説明であったわけですが,これについてご異論がある方について,ご意見を承りたいと思います。

これは規則に盛り込むまでもなく明確だから入れるまでもないだろうということでも って,当委員会の結論とさせていただきたいと思いますが,よろしゅうございますね。 【宮本委員】異論があるわけではないですが、法曹制度検討会での議論状況を見て ますと、最高裁に情報なり評価が伝わる過程について、いろいろな疑問が提起されて いるようです。 ですから , そこのところは , 検討会に対してさらに明確に説明する必要 があるのではないかと思います。私は議事の内容を聞いているだけだから分かりま せんけれども、金井幹事はお出でになっていて、どこが疑問で何で明確にすべきだと いうことが言われているのか、お分かりになっていると思いますのでお聞きしたい。 【金井幹事】結局,裁判官の評価の性質が何かということに,今日山崎幹事から説明 させていただいた仕組み,そこがまだ十分に法曹制度検討会の委員の方にご理解い ただけてないのかなということが私自身の問題意識です。そういう意味で裁判官につ いての評価が今日も問題になっていますが、基本的にはデータをきちんと把握して、 それを最高裁に提供し、それが何年か蓄積されていく、そしてこの人事が問題になっ た場面でその資料が活用されていく。こういう仕組みをご理解いただけますと、先の 取り扱い方法についてはご理解いただけるのではないかなというふうに思います。 【遠藤委員長】その点は検討会でさらなるご質問があった場合はそのような説明をし ていただくこととして、当委員会としては先ほど集約したような結論でよろしゅうござい ますか。

## (「異議なし」との声あり。)

それから、最後にちょっと私の方から幹事の方にお尋ねしたいことがあるわけですが、先ほど来の議論で資料3の要綱の概要案で例えば幾つかの点、1つは宮本委員

からご提案のございましたように、外部情報の取り扱いについて、弁護士会や検察庁に対して積極的に周知依頼をするとか、それからさらには今議論した点でございますが、資料については最高裁判所の裁判官会議で運用できるように利用するとか、その他規則案にまで高めるか、通達案にとどめるかという問題点が2つほどございますが、それらの事柄については資料3の概要案をさらに補充、訂正するというか、こういう必要性があるのではないかと思っておりますが、その点が1つと。

それから、概要案をもし仮に訂正した場合にその取り扱いについて何かお考えになっていることがあればご説明いただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

【山崎幹事】 今,委員長からご指摘のありました点を含めまして,本日のご議論を踏まえて概要案の改訂を考えさせていただきまして,次回にその改訂したものをお諮りするという,スケジュールにさせていただきたいと思います。

【遠藤委員長】改訂していただいた概要案もできれば事前配付をもちろんしていただいて,次回の最終委員会でそれを当委員会として承認させていただくという手順をとった場合に,それは規則案そのものではないけれども,議事録に添付され,かつ最高裁判所の裁判官会議にもご提出していただけるわけですね。

【山崎幹事】当然そのように扱わせていただきます。

【遠藤委員長】それが概要案で修正された事項を含めて、それがすべてではないと思いますが、通達案の重要項目の骨子となるというふうに理解してよろしいわけですね。 【山崎幹事】おっしゃるとおりです。

【遠藤委員長】ということのようですが、その取り扱いはそれでよろしゅうございましょうか。

【前田委員】確認事項みたいなものというのは作るのでしょうか。

【遠藤委員長】確かに下級裁の裁判官の指名諮問委員会では,新たに委員会が立ち上がるわけでございまして,その委員会に対して当委員会としての確認事項を伝達する必要性があったので,確認事項なるものをつくったわけですが,ある意味では今回の概要案を修正されて,次回の委員会で最終的に概要案を含めて確定して,それを裁判官会議に報告していただくということが今後も事務当局による通達案作成の場

合に重要な1つの歯どめになるというか,私はある意味では確認事項以上の重みを持っているかなというふうに理解をしているんですが,そうなると概要案の修正を次回の委員会で確認させていただければ,それは事実上確認事項案にかわるものといいますか,ある意味ではそれ以上の評価ができるかなというふうに私なりに考えてはいるんですが,よろしゅうございますか。

【前田委員】ええ、それで結構です。

【遠藤委員長】では、そういう扱いをさせていただきたいと思います。

時間が大分超過してしまって申しわけございませんでした。この機会に若干幹事会の方で2点ほど規則案に盛り込めるか,通達事項案にとどめるかということを含めまして,それから今言った概要案の修正という点も残っておりますが,大方のところは本日の委員会で当委員会としての結論が出たような気がしますが,この際特に最終段階で何か一言言っておきたいという方がいらっしゃれば伺いたいと思います。

よろしゅうございますか。

(特になし)

それでは、以上のような形で取りまとめをさせていただきます。

【小池幹事】長時間の審議まことにありがとうございました。

本日の審議状況につきましては,推進本部の法曹制度検討会,次回の検討会に ご報告申し上げます。次回はちなみに11月18日に予定されております。

当委員会の日程でございますが,次回は12月5日,金曜日でございます。午後1時30分から4時30分まで,今日と同じこの中会議室で開催させていただきます。 【遠藤委員長】長時間にわたりましてご審議ありがとうございました。

では、以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきたいと思います。

(以上)